

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	94 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	60 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	84 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	35 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から49年12月まで  
私の母は、昭和39年5月頃に私の国民年金の加入手続をし、50年頃まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳時から60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまで保険料を完納している。

また、申立人は、申立期間前に転居していたが、国民年金に係る住所変更手続はしておらず、実家に届いていた納付書で母親が保険料を納付してくれていたと説明しており、住民票により申立人は昭和42年11月に現在居住する区に転入していることが確認でき、国民年金被保険者台帳及び当該区の転入者台帳整理カードにより国民年金に係る住所変更は51年10月に行われていることが確認できるほか、申立人が所持する領収証書により転入後も45年12月まで実家所在地の町の収納取扱事務所で保険料を納付していたことが確認できることから、母親が申立人の申立期間に係る納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直前の昭和45年4月から同年12月までの期間の保険料については、平成21年10月29日になって未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る納付記録が適切に管理されていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から57年3月まで  
② 昭和57年6月から同年10月まで

私の両親は、私が大学卒業後に定職に就いていなかったことを心配して、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②は、自身で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は5か月と短期間であり、申立人は、当該期間当初の昭和57年6月17日に国民年金の任意加入手続を行っていることが当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるほか、手帳記号番号払出簿では同年4月8日に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことが確認でき、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、また、申立人は、当該期間直後の昭和57年11月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、当該資格喪失に係る届出は、約1年経過した58年12月8日に行われていることが当該被保険者名簿で確認できるが、当該届出時点でも当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする両親から保険料の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、当該期間は、上記任意加入手続時点で国民年金の強制加入被保険者期間とされたことが当該被保険者名簿で確認でき、それまでは未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該任意加入手続時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない期間であること、戸籍の附票から、申立人は、当該期間のうち昭和49年8月から53年1月までの期間は海外で居住していたことが確認でき、当該期間当時は、国民年金の適用除外とされていたため、制度上、保険料を納付することはできないこと、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

私は、転居して長男が生まれた後の昭和43年頃に、店舗を訪れた区の職員に勧められて国民年金の加入手続きを行い、その後、店舗に来る集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については、申立人は、申立期間直後から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年1月時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人が居住する区では、昭和50年代まで、区役所職員による保険料の訪問徴収が実施されていたこと、申立人は、集金に来た区役所職員から領収証書を受け取り、台紙に貼って保管していたことを具体的に記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年4月から46年3月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号の払出時点は第1回特例納付の実施期間であり、当該払出時点から、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であったものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと説明している上、区役所職員は、過年度保険料及び特例納付保険料を収納することができなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から同年11月まで  
私の妻は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が妻は納付済みであるのに、私だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和52年12月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含む51年11月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人の所持する領収証書により、申立期間直後の昭和52年12月及び53年1月の保険料は、同年1月に納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立人の51年12月及び52年1月の保険料及び妻の51年11月から52年1月までの保険料は、53年6月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 41 年 4 月に納付した。年金手帳には、私が当時居住していた市の検認記録がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年 1 月 14 日に再交付された年金手帳を所持しており、その最後のページに、申立人が申立期間当時に居住していた市のスタンプが押され、申立期間の国民年金保険料が 41 年 4 月 30 日に納付されている旨の記載が確認できる。

また、申立人は、「市の職員が何度か保険料の集金に来ていたが、昭和 41 年 \* 月に出産したばかりで生活に余裕がないため、保険料の納付を断っていたが、何とかやり繰りして半年分だけ納めた。保険料は 3 か月分で 300 円だったと思う。」と具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月及び6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から61年4月まで  
② 平成3年3月から5年10月まで  
③ 平成5年12月  
④ 平成6年5月

私の父は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③及び④については、当該期間はいずれも1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成7年11月頃に払い出されており、この払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号の払出時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月及び6年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
私の義父は、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間直前の昭和 46 年 11 月から 56 年 12 月までの期間及び申立期間直後の 57 年 4 月から平成 7 年 11 月までの期間は付加保険料も納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 56 年 11 月の住所変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳により確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 10029

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
私の父は、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間直前の昭和 56 年 11 月の住所変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳により確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 10030

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで  
私は、国民の義務であると思い20歳のときから国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は職場に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年4月から42年2月までの期間に払い出され、当該払出時点では申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であり、集金人に保険料を納付していたとする方法は、当時行われていた納付方法と合致しているほか、納付していたとする保険料の金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 7 月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、加入後は私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の国民年金加入期間の保険料を完納しており、母親が保険料を納付していたとする申立人の兄の申立期間の保険料も納付済みであるほか、母親が納付していたとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和37年4月から39年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、A区役所から、今、未納分の国民年金保険料を全額納付すれば普通に年金を受け取ることができると聞いたので保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和37年4月に払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、昭和36年4月から同年9月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付した領収証書及び同年10月から37年3月までの期間の保険料を過年度納付した領収証書を所持していたことから、平成22年10月に、年金事務所において、両領収証書に基づき申立人の申立期間直前の昭和36年4月から37年3月までの期間を未納期間から納付済期間に記録訂正されていることがオンライン記録においても確認できる。さらに、同様に領収証書に基づく記録訂正は、オンライン記録により、昭和44年4月から45年3月までの期間についても確認できる。これらのことから、行政側の申立人に係る納付記録の管理に不備があったことがうかがえる。

その上、申立人は、本来、納付方法別に発行されるべき領収証書が、第1回特例納付、過年度納付及び現年度納付の全てが1枚にまとめて発行された領収証書を所持していることから、行政側の納付書の発行方法にも疑問な点が見受けられる。

なお、申立人には、特例納付を行った際などに保存されるべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料につ

いては、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和63年8月から同年10月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から同年10月まで

私の母は、私が20歳になった昭和63年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、私の父の国民年金保険料とともに私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和63年8月頃に払い出されていることが推認され、当該払出しの時点において、申立人の申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人と同様にその母が保険料を納付していたとする申立人の父の申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間は3か月間と短期間である上、申立期間を除き申立人の国民年金加入期間の保険料は全て納付されていることが確認できる。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月まで  
② 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 48 年に大学を卒業後間もなく国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は夫が夫婦二人分の保険料を、付加保険料を含め納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6 か月と短期間であり、申立人は、昭和 49 年 7 月以降、平成 11 年 10 月に厚生年金保険に加入するまで、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の期間は付加保険料を含めて納付済みであるほか、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫は、当該期間の自身の保険料は納付済みである。また、当該期間の付加保険料は、還付事由「定額未納」、昭和 58 年 3 月 25 日決議、同年 10 月 14 日に還付と還付整理簿に記載されているが、当該期間の保険料を納付したとする夫は定額保険料と付加保険料が 2 枚の納付書に分かれていた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市では、定額保険料と付加保険料は 1 枚の納付書に記載されていたと説明していることから、申立人の夫が定額保険料を納付せずに付加保険料のみを納付したとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能な申立期間直後の 49 年 7 月から 51 年 3 月までの期間の保険料が納付されているものの、申立期間は時

効により保険料を納付できない期間であること、申立人は、51年8月頃に払い出されたと考えられるオレンジ色の年金手帳以外の色の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から43年3月まで  
私の養父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、20歳のときから婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は22か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年5月に払い出され、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人及びその夫は、婚姻時に申立人の養父から申立人の保険料を20歳から納付しているからこれからも続けて納付するように言われたことを具体的に記憶しており、申立人は婚姻後も任意加入への種別変更手続を適切に行い保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月から平成2年1月まで  
② 平成2年11月から3年3月まで  
③ 平成3年12月から6年11月まで

私の母は、平成2年1月頃、自宅に来た区役所の年金担当者から勧められ、私の国民年金の加入手続を行った。その際、母は、担当者から未納であった20歳以降の国民年金保険料を遡って納付できると聞き、一括で未納保険料を納付し、以降は毎月、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、5か月と短期間であり、オンライン記録により、当該期間直前の平成2年10月の保険料は4年4月に過年度納付され、当該期間直後の3年4月の保険料は4年2月に現年度納付されていることが確認でき、それぞれの納付時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の母親が一括納付したとする金額は、納付済みとなっている2年2月から同年10月までの期間及び3年4月から同年11月までの期間の保険料に申立期間②の保険料を加えた金額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によれば、申立期間①の平成2年1月の保険料が4年3月に、申立期間③の6年11月の保険料が9年1月に納付されたものの、いずれも時効後の納付であったため当該保険料を還付されていることが確認でき、それぞれの納付時点では、申立期間①及び③の保険料は時効により納付することができなかつた上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、4

年2月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①のうち元年12月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入時に現在所持する年金手帳を交付されたと説明するものの、当該年金手帳には、上記の手帳記号番号が記載されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から53年3月まで

私は、夫婦で店を開業してからしばらくは国民年金に加入していなかったが、過去の国民年金保険料を全て遡って納められる制度が実施されていることを知ったので、夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、「過去の国民年金保険料を今なら全て納められる。」と聞いて、特例納付を行うために夫婦で国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の保険料を遡って納付したと説明しており、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付の実施期間内である昭和55年6月に連番で払い出されていることが確認でき、夫が納付したとする金額は、申立人及びその夫の申立期間を含む45年6月から55年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付した場合の合計金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間後の保険料を全て納付しており、申立期間は強制加入期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から53年3月まで

私は、夫婦で店を開業してからしばらくは国民年金に加入していなかったが、過去の国民年金保険料を全て遡って納められる制度が実施されていることを知ったので、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の夫婦二人分の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、「過去の国民年金保険料を今なら全て納められる。」と聞いて、特例納付を行うために夫婦で国民年金に加入し、申立人が夫婦二人分の保険料を遡って納付したと説明しており、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付の実施期間内である昭和55年6月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人が納付したとする金額は、申立人及びその妻の申立期間を含む45年6月から55年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付した場合の合計金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間後の保険料を全て納付しており、申立期間は強制加入期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、母自身や兄の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を60歳に到達するまで全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め60歳に到達するまでの保険料を全て納付している上、母親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄は、申立期間のうち厚生年金保険に加入する昭和39年12月までの保険料が納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年3月時点で、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であり、手帳記号番号が連番で払い出されている母親及び兄については、当該払出時点から遡って36年4月までの保険料が現年度納付及び過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで  
私は、昭和48年7月に厚生年金保険適用事業所を退職すると同時に、転居した。区役所で転入手続をした際に、職員から国民年金に加入するよう指導されたため、その場で加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書により区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまで全て納付している。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は申立期間当時に居住していた区に昭和48年7月に転入しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認できる上、当該払出時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月及び同年 6 月

私は、平成 13 年 3 月に厚生年金保険の資格を喪失したことから、区の出張所で国民年金への切替手続きを行い、その際に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び免除期間 8 か月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳に到達するまで全て納付している。また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への 4 回の切替手続きもおおむね適切に行っており、申立人が居住する区が保有する所轄社会保険事務所（当時）への進達情報によると、申立人の平成 13 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への加入手続きに係る進達は、同年 7 月 15 日から同年同月 21 日までの期間に行われていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成 14 年 7 月に納付書が作成された旨の記録があり、申立期間直前の 13 年 4 月の保険料は 14 年 8 月に過年度納付されていることから、当該納付書は過年度納付書であったものと推察される。このため、当該作成時点で、申立期間に係る過年度納付書も作成されたものと推察されることから、申立人は、当該納付書により申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものと考えられる上、申立人は、加入手続後に速やかに保険料の口座振替手続きを行い、13 年 7 月分から保険料を口座振替により納付しているなど、年金制度に対する理解や納付意識は高かったものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、追納されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで  
私たち夫婦は、昭和54年度から61年度までの免除期間の国民年金保険料を全て追納してきた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月から26か月の免除期間及び申立期間を除き国民年金保険料を60歳に至るまで全て納付しており、54年4月から申立期間直前の61年3月までの7年間の保険料は全て追納している上、申立人が、申立期間直前の59年3月から61年3月までの申請免除期間の保険料を追納した61年12月及び62年8月の時点で、申立期間の保険料を追納することは可能である。

また、申立人の夫は、60歳到達時に、区役所職員から「保険料納付が完了し、年金額は今後変わらない」と説明を受けたとしており、申立期間の保険料が追納されていなかった場合、夫の60歳到達時点で、申立期間の保険料を追納して年金額を増額することは可能であったことから、区役所職員の説明は、申立期間が既に追納済みとなっている場合の内容となっている上、申立人が追納を行っている昭和61年及び62年当時、夫婦の住所及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立人が申立期間の保険料を追納したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、追納されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで  
私たち夫婦は、昭和54年度から61年度までの免除期間の国民年金保険料を全て追納してきた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和39年4月から26か月の免除期間及び申立期間を除き国民年金保険料を60歳に至るまで全て納付しており、54年4月から申立期間直前の61年3月までの7年間の保険料は全て追納している上、申立人が、申立期間直前の59年3月から61年3月までの申請免除期間の保険料を追納した61年12月及び62年8月の時点で、申立期間の保険料を追納することは可能である。

また、申立人は、60歳到達時に、区役所職員から「保険料納付が完了し、年金額は今後変わらない」と説明を受けたとしており、申立期間の保険料が追納されていなかった場合、申立人の60歳到達時点で、申立期間の保険料を追納して年金額を増額することは可能であったことから、区役所職員の説明は、申立期間が既に追納済みとなっている場合の内容となっている上、申立人が追納を行っている昭和61年及び62年当時、夫婦の住所及び申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立人が申立期間の保険料を追納したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和54年4月から55年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が2か月ごとに区役所の中の金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金制度が開始された昭和36年4月から申立人が厚生年金保険の被保険者となる前の昭和61年11月までの期間の申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付されていることが確認できる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、保険料を納付していたとする申立人の妻が述べている納付方法は申立人が居住していた申立期間当時のA市の納付方法と一致している上、その納付金額は当時の保険料額とおおむね一致していることなどから、申立人の申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和54年4月から55年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私が2か月ごとに区役所のなかの金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年度から申立人が60歳になる直前の平成12年\*月までの期間の申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付されていることが確認できる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人の述べている納付方法は申立人が居住していた申立期間当時のA市の納付方法と一致している上、その納付金額は当時の保険料額とおおむね一致していることなどから、申立人の申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和48年4月から49年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、A市に引っ越した直後の昭和48年頃に、国民年金の住所変更の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によれば、同手帳は昭和42年10月5日に発行されていることが確認でき、また、申立人の国民年金の住所変更の手続は、昭和48年10月、54年4月及び平成8年6月の3回にわたり行われていることが確認できる。これらの年金手帳における住所変更手続は、住民票の異動とほぼ一致しており、適正に行われていることが確認できることから、申立人の申立内容に一定の整合性が見受けられる。

さらに、申立人が最初に国民年金の住所変更手続を行った昭和48年10月の時点において、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。その上、申立人が所持するA市が49年4月1日に発行した昭和49年度国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収証書によれば、申立人は、申立期間直後の昭和49年4月から同年6月までの保険料を、同年6月12日に金融機関で納付していることが確認できる。

加えて、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年8月までの期間及び同年11月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年8月まで  
② 平成5年11月から6年3月まで

私は、平成7年に申立期間の国民年金保険料を遡って毎月納付していた。申立期間①及び②の前後の保険料は、納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ5か月と短期間であり、申立人が所持する領収証書によると、申立人が申立期間①直前の平成5年3月の国民年金保険料を過年度納付した7年4月時点で、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能である上、申立期間②直前の5年10月の保険料を過年度納付した7年11月時点で、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間①直前の平成4年6月から5年3月までの期間及び申立期間①及び②の間の同年9月及び同年10月の保険料については、大半の期間が保険料の納付を免除されている6年3月から7年11月までの間におおむね毎月遡って納付されていることが確認でき、申立人は、社会保険事務所（現在は、年金事務所）から現年度保険料は免除し、過去の未納期間及び免除期間の保険料を優先的に納付するよう案内があったため、現年度保険料の納付は免除を申請し、未納だった期間の保険料を遡って納付したと具体的に説明している上、同年金事務所では、被保険者の資力が十分でない場合、一般的に国民年金制度の説明として同様の案内を行っているなどと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、夫が会社を退職した後、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年2月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間に近接する45年10月から46年3月までの期間の保険料は、夫婦同一日に納付されていることが申立人が所持する領収証書で確認でき、申立人が保険料を納付していたとする夫は申立期間の自身の保険料を過年度納付等により遡って納付しており、これにより国民年金加入当初の時期の保険料を全て納付済みに行っていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで  
④ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 47 年 1 月から 50 年 3 月まで  
⑥ 平成 3 年 4 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①、②及び③当時実家の店で働いており、私か母が国民年金の加入手続きをし、母が国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和 45 年 2 月に結婚した後は、夫婦で保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されているほか、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の自身の保険料を納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人の母親がこれらの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 38 年 8 月に長姉、次姉及び兄と連番で払い出されており、申立期間①については、当該払出時点で当該期

間の一部は、時効により納付することができない期間である上、長姉、次姉及び兄も保険料は未納であること、申立期間②については、次姉は保険料が未納であり、長姉及び兄は昭和 37 年度の納付済月数が 9 か月とされていることから当該期間の自身の保険料は未納であったと推測されること、申立期間③については、次姉及び兄は保険料が未納であり、長姉は 39 年度の納付済月数が 9 か月とされていることから当該期間の自身の保険料は未納であったと推測されることなど、申立人の母親がこれらの期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤及び⑥については、申立人及びその妻がこれらの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が婚姻した昭和 45 年 2 月から 60 歳到達前の平成 13 年\*月までの間における夫婦の保険料の納付済期間、そのうちの過年度保険料納付済期間及び保険料未納期間は、申立期間④及び厚生年金保険加入期間（25 か月）を除いて一致しており、夫婦ともこれらの期間の保険料が未納であるなど、申立人及びその妻がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、会社を退職した後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年1月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であること、当該期間直後の保険料は現年度納付していることが特殊台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当該期間前の昭和47年4月から保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私の母は、私が大学生のときに私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間の1回のみであり、申立人は、大学生が強制加入被保険者となった平成3年4月以降、厚生年金保険被保険者となる前の5年3月まで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年8月以降に払い出され、申立期間の前後の期間の保険料はいずれも現年度納付されており、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の両親の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月及び同年4月

私は、結婚後に国民年金の加入手続を行い、申立期間については夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年4月については、申立人の夫が同年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月に再取得したことに伴う申立人の被保険者資格の種別変更（第3号被保険者から第1号被保険者及び第1号被保険者から第3号被保険者）処理は、4年5月に行われたことがオンライン記録から確認でき、当該種別変更処理時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、当該期間直後の2年5月及び同年6月の保険料は過年度納付されていること、当該期間は夫も保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成2年3月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の種別変更処理が行われた上記の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間は夫も保険料が未納であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 9 月までの期間、45 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の婚姻前の期間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私の年金記録の生年月日が訂正された際に、役所から未納期間があることを知らされたので、その時点で未納であった期間の保険料を妻が遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、昭和 53 年 5 月に申立人の納付記録が訂正された際に、申立人の保険料が未納と聞いた記憶があったので、自身の未納期間の保険料と一緒に納付したと考えたものの、どの期間の保険料を納付していたかは分からないと説明しており、また、申立人は、申立期間の保険料は妻が遡って納付したと説明していたが、当委員会による調査途上において、申立人は婚姻前の保険料は母が納付してくれていたと説明しており、当委員会では、上記の説明を踏まえ、総合的に調査し検討を行った。

申立人は、昭和 43 年 12 月に実家から県内に転居し、同時期に国民年金手帳が発行され、50 年 6 月に婚姻しており、申立期間はいずれも婚姻前の期間である。

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立期間は 6 か月、9 か月、12 か月といずれも短期間である。申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、積雪地域に居住しており、農閑期で積雪のある冬期には、県内及びその隣県に居住する子供たちの自宅を各々 1 週間程度訪問していたと申

立人は説明しており、申立期間①前後の期間の保険料は、昭和44年1月13日、45年1月30日に過年度納付されていることを勘案すると、申立期間の保険料は母親が納付していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間①の直前の期間である昭和42年1月から43年3月までの期間の保険料は、44年1月13日に納付されているが、このうち、42年1月から同年10月までの期間は、20歳前の期間であったとして還付処理をする決議が53年5月に行われていることが還付リストから確認でき、当時の行政側の年金記録管理が適切でなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで  
私は、国民年金に加入後に、時期は定かでないが国民年金保険料を納付書で遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は申立期間の保険料を納付書で遡って納付していたと主張しており、申立期間当時に申立人が居住していた区では、昭和45年4月から納付書による保険料の納付が開始されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年3月に払い出されており、同年5月以降に申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の45年4月から同年9月までの期間の保険料を同年5月に納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月、同年7月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から2年3月まで  
② 平成2年7月  
③ 平成2年10月

私の両親は、私が20歳を過ぎてから、私の国民年金の加入手続をし、20歳から加入したことになるように国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成2年3月、申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された4年4月時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間①と②の間の期間及び申立期間②と③の間の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は、当該期間の保険料も含め国民年金加入期間の自身の保険料を全て納付しているほか、申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、平成元年6月から2年2月までの期間については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料は申立人の上記手帳記号番号が払い出された時点では時効により納付することができないほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月、同年7月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月3日から26年10月6日まで  
② 昭和26年10月6日から28年5月15日まで  
③ 昭和28年5月15日から31年8月19日まで

平成22年7月に、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③については、オンライン記録上、二つの記録が存在し、一つは申立期間①、②及び③として脱退手当金が支給されたこととなっており、一つは基礎年金番号に存在し、現在、老齢年金として受給中であることから、社会保険事務所（当時）において記録管理が適正に行われていたとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間③の資格喪失日と同日である昭和31年8月19日に支給決定されたこととなっており、一般的には、退職後脱退手当金を請求したときから、支払われるまで相応な日数を要すると考えられ、資格喪失日と脱退手当金支給決定日が同日とされていることは、脱退手当金の支給事務が適正に行われたか疑わしく不自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和31年8月19日に支給決定されているが、その約4か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 102 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、102 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、73 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、標準賞与額は、5万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された平成15年分所得税の確定申告書の写し及びA社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記平成15年分所得税の確定申告書の写し及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は20万円、16年6月15日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年6月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与計算表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月15日は20万円、16年6月15日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 31 日及び 16 年 7 月 31 日は 52 万 5,000 円、同年 12 月 28 日は 68 万 2,000 円、18 年 12 月 28 日及び 19 年 12 月 28 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 16 年 7 月 31 日  
③ 平成 16 年 12 月 28 日  
④ 平成 18 年 12 月 28 日  
⑤ 平成 19 年 12 月 28 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料明細書（賞与）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日及び 16 年 7 月 31 日は 52 万 5,000 円、同年 12 月 28 日は 68 万 2,000 円、18 年 12 月 28 日及び 19 年 12 月 28 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 31 日及び 16 年 7 月 31 日は 10 万円、同年 12 月 28 日は 19 万 4,000 円、19 年 12 月 28 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 16 年 7 月 31 日  
③ 平成 16 年 12 月 28 日  
④ 平成 19 年 12 月 28 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給料明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料明細書（賞与）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日及び 16 年 7 月 31 日は 10 万円、同年 12 月 28 日は 19 万 4,000 円、19 年 12 月 28 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 28 日は 5 万円、19 年 12 月 28 日は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 28 日  
② 平成 19 年 12 月 28 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料明細書（賞与）において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 12 月 28 日は 5 万円、19 年 12 月 28 日は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 22 日は 27 万 3,000 円、18 年 12 月 22 日は 28 万 5,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 29 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日  
② 平成 18 年 12 月 22 日  
③ 平成 19 年 7 月 20 日  
④ 平成 19 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び振込一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び振込一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 22 日は 27 万 3,000 円、18 年 12 月 22 日は 28 万 5,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 29 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書、A社から提出された所得税源泉徴収簿及び回答書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書、所得税源泉徴収簿及び回答書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月31日から同年11月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった普通預金通帳により、申立人がA社に平成11年10月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人は平成11年11月10日に支給された同年10月分の給与支給明細書を保有していないが、申立人から提出のあった普通預金通帳により、A社から同年10月分の給与の支払を受けていたことが確認でき、振り込まれた金額は、同年9月分の給与支給明細書の差引支給額及び同通帳の同年9月分振込金額と一致していることから、同年10月分についても同額の給与の支払を受け、同額の厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年9月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち平成2年2月1日から3年10月12日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を2年2月から同年7月までは30万円、同年8月から3年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち平成6年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間④について、申立人のB社における資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間④のうち平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額（9万8,000円）に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月7日から平成3年10月12日まで  
② 平成3年10月12日から4年2月28日まで  
③ 平成4年2月28日から6年4月1日まで

- ④ 平成6年4月1日から7年10月1日まで
- ⑤ 平成7年10月1日から9年9月1日まで
- ⑥ 平成9年9月1日から同年11月16日まで

申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間③及び④の一部期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立期間①のうち平成2年2月から3年9月までの標準報酬月額は、当初、2年2月から同年7月までは30万円、同年8月から3年9月までは38万円と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日より後の同年3月2日及び同年3月4日付けで、8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年2月から同年7月までは30万円、同年8月から3年9月までは38万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③のうち平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④について、雇用保険の加入記録及び給与明細書から、申立人が平成7年9月30日までB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月1日より後の8年1月5日付けで、6年10月及び7年10月の標準報酬月額の時決定に係る記録が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録され、同年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に遡って減額訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間④の標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年10月1日に訂正し、申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

申立期間④のうち平成6年4月について、給与明細書によると、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については給与明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間①のうち平成元年1月から2年1月までの期間、申立期間②、申立期間③のうち4年2月から6年2月までの期間、申立期間⑤及び⑥の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が同年6月10日とされ、当該期間のうち、同年5月11日から同年6月10日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社本社における資格喪失日を同年6月10日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月11日から同年6月10日まで

A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社本社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が同年6月10日とされ、当該期間のうち、同年5月11日から同年6月10日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社本社から提出のあった社員台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年6月10日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年4月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和56年5月20日から同年6月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月20日から同年7月1日まで  
② 昭和60年6月29日から61年7月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については給与支給明細表の写しを、申立期間②については預金通帳の写しを提出するので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員の供述、申立人から提出された給与支給明細表の写し及び預金通帳の写しから、申立人は当該期間のうち、昭和56年5月20日から同年6月20日まで同社に勤務し、同年5月20日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細表の写しにおける支給額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは

認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和56年6月21日から同年7月1日までの期間については、雇用保険受給資格者証の記録から、申立人は同年6月25日に求職申込みを行い、同年7月2日から雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できるほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険受給資格者証の記録から、申立人は昭和60年7月19日に求職申込みを行い、同年7月26日から61年1月21日まで雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳の写しによると、昭和60年8月から61年1月までは、B社から給与の振込みが無いことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社における離職日は昭和60年6月28日、その後の資格取得日は61年7月1日とされており、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録による厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日と符合している。

なお、上記預金通帳の写しによると、B社による給与相当額の振込みが確認できるところ、当該振込金額と厚生年金保険に加入した記録がある同年7月の振込額との差額は、社会保険料の金額とおおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（17万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年12月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成3年6月から4年9月までの期間の申立人に係る標準報酬月額が、申立人の資格喪失日後の5年4月16日付けで、3年10月の定時決定の記録を取り消した上で、当初17万円であったものが8万円に遡って減額訂正されており、また、同日付けで、遡って申立人に係る4年10月の定時決定の記録が8万円とされているとともに、事業主及び他の元従業員二人に係る標準報酬月額も減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元従業員二人は、同社の社会保険事務は、事業主及びその家族が担当していたと供述している。

さらに、上記元従業員二人は、A社は、申立期間当時、業績が不振であったと供述しており、申立人は、給与の遅配もあったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成3年6月から4年9月までの期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要であり、また、同年10月及び同年11月に係る標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない上記減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の同年9月の記録から、17万円に訂正することが必要と認められる。

## 東京厚生年金 事案 14829 (事案 5575 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月1日から45年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年12月1日、資格喪失日に係る記録を45年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を44年12月から45年7月までは6万8,000円、同年8月から同年11月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月28日から45年12月1日まで

B社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、同委員会から、申立人に係る厚生年金基金の加入記録とオンライン記録が一致していることなどの理由により、平成21年12月9日付けで記録を訂正できないとの通知を受けた。今回、同社のグループ会社であるA社発行の昭和45年分の源泉徴収票が見つかり、厚生年金保険料の控除が証明できるので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出された昭和44年3月1日から45年2月28日までの事業年度分の確定申告書、同社における同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できるが、申立人に係る厚生年金基金の加入記録とオンライン記録が一致していること、また、申立人は同社において経理責任者として勤務していたことから、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、社会保険事務所(当時)からの納入告知書と当該控除保険料とのチェックにおいて、勘定不突合の誤りに気付くはずであるなどの理由により、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人から提出されたB社のグループ会社であるA社が発行し

た申立人に係る昭和 45 年分の給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、申立期間のうち 44 年 12 月 1 日から 45 年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人は申立期間において、B社及び当社の両社の取締役であり、昭和 45 年は当社で給料を支払っていた。」と回答している。

さらに、A社における申立人と同じ立場であった同僚は、「申立人は、営業部長であった。社会保険事務は他の社員が担当していた。」旨回答していることから、申立人は同社では経理関係役員では無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚に係る当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、昭和 44 年 12 月から 45 年 7 月までは 6 万 8,000 円（これに基づく社会保険料控除額は 4,488 円）、同年 8 月から同年 11 月までは 8 万円（これに基づく社会保険料控除額は 5,280 円）と記録されており、社会保険料控除額の合計額は 5 万 7,024 円であることが確認できる。申立人から提出された上記昭和 45 年分の源泉徴収票における申立人の社会保険料の金額は 5 万 9,800 円と記載されていることから、上記同僚の標準報酬月額に係る厚生年金保険料控除額とほぼ一致していることが確認できる。

したがって、昭和 44 年 12 月から 45 年 11 月までの標準報酬月額については、上記同僚の当該期間に係る標準報酬月額の記録から、44 年 12 月から 45 年 7 月までは 6 万 8,000 円、同年 8 月から同年 11 月までは 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 12 月から 45 年 11 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月 28 日から 44 年 12 月 1 日までの期間について、A社における上記事業主の回答及び同社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間に勤務した従業員のうち、回答があった 6 名全員が申立人を記憶しており、そのうちの 5 名は、「申立期間に申立人と同じ場所に勤務していた。」と回答していることから、申立人は当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人はA社における当該期間の源泉徴収票等を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚も、厚生年金保険料控除を確認できる給与支払明細書等を保管してい

ないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立てについて、当初の決定を変更すべき新たな資料は見当たらないことから申立人は当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日

A 医院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 医院から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、平成 17 年 12 月 14 日に同医院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成17年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は36万円、18年1月及び同年2月は24万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は24万円、同年6月は36万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は34万円、同年10月は24万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、19年1月は26万円、同年2月は41万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は50万円、同年7月は30万円、同年8月は59万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は34万円、同年12月は41万円、20年1月は26万円、同年2月は38万円、同年3月は59万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年4月1日から19年11月1日まで  
② 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月は 26 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 36 万円、18 年 1 月及び同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 36 万円、19 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 50 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 59 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 41 万円、20 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 59 万円、同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成17年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月から同年11月までは20万円、同年12月は32万円、18年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は22万円、同年6月は34万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は38万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は28万円、同年12月は34万円、20年1月は24万円、同年2月は34万円、同年3月は50万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和59年生

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成17年4月1日から19年11月1日まで  
②平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給

料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 20 万円、同年 12 月は 32 万円、18 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 34 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 34 万円、19 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 32 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 20 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 20 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 34 万円、20 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 50 万円、同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成18年4月から同年6月までは20万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、19年1月は20万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は38万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は32万円、同年12月は47万円、20年1月は24万円、同年2月は36万円、同年3月は62万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年4月1日から19年11月1日まで  
② 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書及び特別区民税・都民税特別徴収税額の決定通知書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②のうち、平成18年4月から同年6月までの期間及び

同年8月から20年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、18年4月から同年6月までは20万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、19年1月は20万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は38万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は32万円、同年12月は47万円、20年1月は24万円、同年2月は36万円、同年3月は62万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年7月の標準報酬月額については、申立人から提出された「19年度特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」において確認できる社会保険料の控除額及び給与収入金額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成17年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月から同年11月までは20万円、同年12月は32万円、18年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は20万円、同年6月は32万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は20万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は36万円、同年7月は20万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は28万円、同年12月は41万円、20年1月は24万円、同年2月は34万円、同年3月は44万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年4月1日から19年11月1日まで  
② 平成19年11月1日から20年5月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②のうち、平成17年4月から18年9月までの期間、同年11月から19年1月までの期間及び同年3月から20年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、17年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月から同年11月までは20万円、同年12月は32万円、18年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は20万円、同年6月は32万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は20万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は36万円、同年7月は20万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は28万円、同年12月は41万円、20年1月は24万円、同年2月は34万円、同年3月は44万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年10月及び19年2月の標準報酬月額については、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給料支払明細書を保有していないが、C社から提出された申立人に係る18年分及び19年分の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、18年10月は22万円、19年2月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は33年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から33年1月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年10月1日に同社に入社し、32年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿では、被保険者資格の取得日が昭和30年10月1日と記録され、31年及び32年の定時決定の記録を確認することができるものの、喪失日記載部分が破損して残っておらず、資格喪失日を確認することができない。

また、オンライン記録では、申立人の資格取得日が昭和30年10月1日と記録されているが、資格喪失日の記録は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社に申立人と一緒に勤務していた申立人の妻は、オンライン記録によると、昭和30年10月1日に被保険者資格を取得し、33年6月10日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、「夫は自分より約半年前に退職したが、少なくとも32年の年末までは同社に勤務していた。また、申立人の父親も同社に勤務していたが、申立人より先に辞めた。」と供述しているところ、上記被保険者名簿によ

り同社における申立人の父親に係る被保険者資格の喪失月は、32年10月であることが確認できる。

また、A社とは別法人であるが、同社の営業販売部門であるB社の従業員は、「自分は確かに申立人を記憶している。自分より長く勤務していたと思う。」と供述しているところ、当該従業員の同社における被保険者資格の喪失日は、同社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和30年11月4日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は33年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における上記被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月26日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年9月1日に同社B鉱業所から同社D鉱業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B鉱業所における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を昭和24年8月26日として届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製錬所における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社のD社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳により、申立人がA社及びD社に継続して勤務し（昭和60年4月1日にA社C製錬所からD社E製錬所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製錬所における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、同社が保管する厚生年金保険得喪手続管理台帳に、申立人のA社C製錬所における資格喪失日が、昭和60年3月31日と記載されていることから、同社の手続に誤りがあったと回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人がA学園において昭和 24 年7月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 22 年6月から同年 12 月までは 600 円、23 年1月から同年4月までは 500 円、同年5月から同年7月までは 600 円、同年8月及び同年9月は 3,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 3,300 円、同年 12 月は 3,900 円、24 年1月から同年4月までは 4,200 円、同年5月及び同年6月は 4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 6 月 1 日から 24 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 10 月 10 日から 26 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 9 月 20 日まで

A学園に勤務した期間のうち申立期間①、B社で勤務した申立期間②及びC社で勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 52 年に作成した履歴書の記載内容から、各事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した昭和 24 年 6 月 30 日付け免職の辞令及び申立人が 52 年に記載したと思われる履歴書の記載内容、並びにA学園に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の 24 年 5 月の標準報酬月額の随時改定に係る記録が確認できることから、申立人は申立期間①に同学園に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このことから、事業主は、申立人がA学園において、昭和 24 年7月1日に資格喪失した旨の届出を、社会保険事務所に対して行ったと認められるところ、上記被保険

者名簿に申立人の資格喪失日が記録されていないことから、社会保険事務所における記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A学園に係る上記被保険者名簿において確認できる申立人の標準報酬等級の記録から、昭和22年6月から同年12月までは600円、23年1月から同年4月までは500円、同年5月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は3,000円、同年10月及び同年11月は3,300円、同年12月は3,900円、24年1月から同年4月までは4,200円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人が提出した、昭和26年3月1日付けの辞令及び上記履歴書の記載内容から、申立人が、期間は明確に特定できないものの、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年10月1日と記録され、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、上記被保険者名簿から連絡先が確認できた一人の従業員は、昭和25年3月から勤務したと回答しているが、申立期間②の厚生年金保険料控除を示す資料は確認することができなかった。

申立期間③については、当該期間にC社で勤務していた複数の従業員が申立人を記憶していること及び上記履歴書の記載内容から、申立人が、期間は明確に特定できないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社が提出した、申立期間③における「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の名前は確認できない。

また、C社は、同社が保管している社員台帳に、申立人の名前は確認できないと回答している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間③において、整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、C社の人事担当者は、「厚生年金保険に加入手続をしていない従業員から、保険料を控除することは無いと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製錬所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された社員原簿及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C製錬所から同社D製油所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C製錬所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する厚生年金保険個人カードに、申立人のA社C製錬所における資格喪失日が、昭和37年6月20日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（後に、C社）における資格取得日に係る記録を昭和56年2月16日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月16日から同年5月1日まで

A社から同社の関連会社であるC社に転籍した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年2月16日にA社本社から同社B工場に異動、同年5月1日に同社同工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和56年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B工場において、昭和56年2月16日に被保険者資格を取得し、同年10月19日付けで当該被保険者資格の取得が取消されている記録が確認できるところ、仮に事業主から申立人が被保険者である旨の届出がなされていたならば、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、かつ、事業主から申立人の被保険者資格取得に係る取消届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常の

事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得に係る取消しの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月1日から14年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年4月21日まで  
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低い。給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事務担当者は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が提出した給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、同僚から提出された当該期間の給与明細書においても、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、申立人が提出した給与明細書によると、当該期間においては所得税が増額控除されているため、申立人の手取額は社会保険料が減額される前の平成 13 年 12 月の金額と同一であることが確認できる。このため、A 社では、減額された社会保険料の差額分を所得税として控除していた可能性が考えられる。このことについて、申立人が提出した平成 14 年分の所得税の確定申告書（控）によると、申立人の同社における所得税源泉徴収額は、給与明細書で確認できる当該期間の合計額より大幅に低いことが確認できるものの、申立人は、退職月である 14 年 4 月の給与明細書を所持していないことから、同社が、所得税の増額控除分を申立人に返金したか否かを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年11月1日、資格喪失日は22年2月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、180円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月頃から22年2月頃まで  
② 昭和22年2月頃から23年3月6日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が同一で、申立人の旧姓と類似する被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は昭和21年11月1日、喪失日は22年2月25日と記録され、申立人の基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿から、申立人の記憶する複数の同僚については、昭和21年11月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿における未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は申立人が昭和21年11月1日に被保険者資格を取得し、22年2月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、180円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和20年4月頃から21年11月1日までの期間については、連絡が取れたA社の元従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の入社時期を特定することができない。

なお、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、申立期間②については、B社の複数の元従業員が、申立人を記憶しているものの、入社時期は不明としていることから、申立人の当該期間における勤務時期を特定することができない。

また、申立人と同様、昭和 23 年 3 月 6 日に厚生年金保険の資格を取得した従業員は、「自身の入社日は 21 年 8 月頃だった。」旨供述しており、さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、21 年 11 月 1 日に 27 人、22 年 4 月 21 日に二人、23 年 3 月 6 日に 25 人が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同社では従業員を入社後、一定期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが考えられる。

なお、C社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 20 年 4 月頃から 21 年 11 月 1 日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、雇用保険の加入記録及びC社から提出された従業員台帳から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年3月25日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る事務手続を誤ったことを認めていることから、事業主が昭和48年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年9月、同年10月及び同年12月は38万円、17年1月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月から18年2月までは41万円、同年3月から同年12月までは24万円、19年1月及び同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から19年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年9月、同年10月、同年12月、17年1月及び同年3月から18年12月までの期間について、申立人から提出された16年、17年及び18年の賃金台帳並びに16年6月から18年12月までの賃金入金状況一覧により、報酬月額及び控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年9月、同年10月及び同年12月は38万円、

17年1月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月から18年2月までは41万円、同年3月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年1月から同年4月までの期間については、当該期間の賃金入金状況一覧により、同年1月及び同年2月は38万円の標準報酬月額に見合う報酬月額、同年3月及び同年4月については41万円の標準報酬月額に見合う報酬月額が確認できる。

さらに、B県C市から提出された「平成20年度市（県）民税所得状況について（回答）」には、社会保険料控除額が28万7,940円と記載されており、当該社会保険料控除額に基づき標準報酬月額を試算したところ、38万円の標準報酬月額に基づく保険料が4か月分、41万円の標準報酬月額に基づく保険料が2か月分控除されていた場合の社会保険料控除額とほぼ同額になることから、当該期間の標準報酬月額を平成19年1月及び同年2月は38万円、同年3月及び同年4月は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、上記賃金台帳及び賃金入金状況一覧において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたって一致していないことから、事業主は、上記賃金台帳及び賃金入金状況一覧で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年11月及び17年2月については、上記賃金台帳により、給料の支払及び保険料控除が無いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成19年5月及び同年6月については、上記「平成20年度市（県）民税所得状況について（回答）」以外に、申立人は給与支払額と厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年3月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果50万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の41万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果50万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の41万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年4月1日まで

ねんきん定期便により、代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の算定基礎届を誤って提出したことに気付いた。同社は、平成22年5月に標準報酬月額の訂正届を提出し、記録は訂正されたが、申立期間については、時効により訂正後の標準報酬月額に基づく保険料は納付できず、当該記録は年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年9月1日から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から同年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年3月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたが、同社は22年5月10日付けで当該期間の標準報酬月額の訂正届を提出し50万円に訂正されたところ、保険料の徴収権が時効により消滅したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（41万円）となっている。

しかし、A社から提出された申立人に係る給料明細一覧、所得税源泉徴収簿及び普通預金通帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険担当者が届出の誤りにより、当該期間の保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月1日から同年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたが、同社は22年5月10日付けで当該期間の標準報酬月額の訂正届を提出し50万円に訂正されたところ、当該期間については、保険料の徴収権が時効により消滅したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（41万円）となっている。

しかし、上記給料明細一覧及び所得税源泉徴収簿により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年3月の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年10月1日まで

A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは47万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る標準賞与額 41 万円、申立期間③に係る標準賞与額 32 万円に相当する賞与がそれぞれ事業主により支払われていたと認められることから、平成 19 年 12 月 24 日の標準賞与額に係る記録を 41 万円、20 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 29 日  
② 平成 19 年 12 月 24 日  
③ 平成 20 年 7 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 19 年 7 月 29 日、同年 12 月 24 日及び 20 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 29 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年 12

月 24 日及び 20 年 7 月 30 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書によると、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず、不明であるが、被保険者全員のオンライン記録に当該期間に係る賞与の記録が無く、事業主が当該期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して当該期間に係る賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③について、賞与明細書により、申立期間②に係る標準賞与額（41 万円）及び申立期間③に係る標準賞与額（32 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、平成 19 年 12 月 24 日に係る標準賞与額を 41 万円、20 年 7 月 30 日に係る標準賞与額を 32 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年6月30日まで  
A社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、41 万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年6月30日より後の同年7月6日付けで、遡って24 万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、滞納保険料の納入方法についての社会保険事務所との話し合いは、「自分が一人で行った。」としていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和58年12月1日とされ、同年12月1日から59年1月5日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を58年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月1日から59年1月5日まで

A社に現在まで勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に資格取得日訂正の届出を行ったものの、保険料は時効によって納付できず、給付に反映されない記録になっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された平成15年12月1日付けの20年永年勤続表彰、同社からの回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務したことが推認できる。

また、複数の同僚は、申立人も正社員だったので、保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は申立人の資格取得日に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格取得年月日の訂正に係る届出を行ったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和61年8月22日から62年2月24日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を61年8月22日、資格喪失日に係る記録を62年2月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から同年7月まで  
② 昭和59年10月から60年2月18日まで  
③ 昭和61年8月から62年3月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①から③までの加入記録が無い。

しかし、申立期間①はB病院（現在は、C病院）に、申立期間②はD社に、申立期間③はA社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和61年8月22日から62年2月24日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の辞表により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び事業主が供述した当時のA社の従業員数と同社に係る事業所別被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、同社において、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員8人に照会したところ、回答のあった二人はA社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当時のA社の同職種の女性従業員及び当該期間直後に入社し資格取得した同職種の女性従業員の標準報酬月額の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年8月から62年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和62年2月24日から同年3月までの期間について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の離職日の記録（昭和62年2月23日）は、A社から提出された申立人の辞表に記載されている退職日の記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に加入記録のある従業員8人に照会したところ、回答のあった3人のうち二人は申立人を知らないとしており、ほかの一人は申立人を知っているが退職日は分からないとしていることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

2 申立期間①について、申立人は、B病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年7月6日であり、申立期間①のうち、同年4月から同年7月6日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C病院は、昭和59年以前の書類を保管していないため申立人の在籍が確認できないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年7月6日に被保険者資格を取得している従業員6人に照会したところ、回答があった3人全員は申立人を知らないとしていることから、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、20年以上前のことで当時の資料を保管していないため申立人の在籍が確認できないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人はD社において昭和60年2月18日に資格取得し、同年4月8日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員二人に照会したところ、一人は申立人を知らないとしており、一人は申立人を知っているが入社日は分からないとしていることから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人は、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思うとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を10万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年10月1日まで  
A社で勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違した額となっている。申立期間の標準報酬月額は一桁違っていると思われるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は10万円と記載され、管轄の社会保険事務所において、昭和46年4月1日付けで当該通知書に確認印が押されていることが確認できる。

また、A社から提出された給料支給明細表から、申立期間に係る報酬額は、上記届出に基づく標準報酬月額（10万円）に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を10万円として届出を行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年6月1日、資格喪失日が8年12月1日とされ、当該期間のうち同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月30日から同年12月1日まで

申立期間の年金記録が未加入であることが分かり、A社に相談したところ、同社は誤りに気づき、平成22年8月19日に年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず年金額に反映しない記録となっている。該当月の給料支給明細票を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給料支給明細票及びA社から提出された(在籍)証明書等から判断すると、申立人が同社に昭和59年4月1日から申立期間を含み現在まで継続して勤務し(平成8年12月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細票の報酬額及び保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成8年11月30日と届け出たことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年11月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が53年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月29日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月29日から同年7月1日まで  
申立期間の厚生年金保険が未加入であることが分かり、A社に相談したところ、同社は誤りに気づき年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず年金額に反映しない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された（在籍）証明書等から判断すると、申立人が同社に昭和49年4月1日から申立期間を含み現在まで継続して勤務し（昭和53年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和53年6月29日と届け出たことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額に見合う標準報酬月額と相違している。

当時の人事担当者から、申立期間の標準報酬月額の届出を誤っていたため遡及して訂正するとの説明を受け、その旨のわび状をもらった。わび状と預金通帳の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社人事担当者作成の「平成元年5月23日付け詫び状」並びに預金通帳の写しから確認できる給与振込額の推移により、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記「平成元年5月23日付け詫び状」等で推認できる保険料控除額から、47万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、A社企業年金基金から提出のあった複写式の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び同基金の加入員台帳により、申立人の申立期間の標準報酬月額は38万円と記録されていることが確認できることから、事業主は当該額を申立期間の報酬月額として社会保険事務所（当時）に届出を行い、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 8 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成 3 年 12 月から 5 年 2 月までの期間は 18 万円と記録されていたところ、同年 3 月 29 日付けで、4 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正が行われ、減額訂正後の標準報酬月額が資格喪失日である 5 年 8 月 30 日まで継続していることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正された者が 88 人確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であるため回答が得られないが、申立人から提出された平成 3 年 12 月から 5 年 8 月までの期間の給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記減額訂正後における標準報酬月額より高額であることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、A社は自社ビルを購入した頃から経営が傾きだし、倒産するのではないかといううわさになっていた旨供述していることから、同社においては、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 5 年 3 月 29 日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を 3 年 12 月に遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは

認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年12月から5年7月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 50 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が記憶していた同僚の供述等から判断すると、申立人は、A事業所及びB事業所に継続して勤務し（昭和 50 年 9 月 1 日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和 50 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 50 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年8月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所から提出のあった申立人の出向に係る「稟議書」の写し及び申立人が記憶していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同事業所C工場及び同事業所の関連事業所であるA事業所に継続して勤務し（昭和28年4月1日にB事業所C工場からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が見当たらないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月12日から29年4月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る「行員臺帳」及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和28年11月12日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年2月から同年7月までの期間は24万円、同年8月から15年3月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月21日から15年4月30日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年7月までの期間は24万円、同年8月から15年3月までの期間は28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成15年4月30日）の後の同年7月14日付けで、13年2月から15年3月までの期間について9万8,000円へと遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年2月から同年7月までの期間は24万円、同年8月から15年3月までの期間は28万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低くなっている。平成7年分の確定申告書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年12月1日）の後の同年12月5日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成7年分の所得税の確定申告書の写しに記載がある社会保険料控除額は、減額訂正前の標準報酬月額で計算した社会保険料控除額とおおむね一致する。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、申立人は建築現場監督として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年

11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年12月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月20日から47年2月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の厚生年金基金加入員証を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職を昭和46年11月に退職し、1か月実家にいた後、A社の寮に入ったことを記憶している旨供述しているところ、同社が加入しているC厚生年金基金の加入員番号払出簿及び申立人から提出された厚生年金基金加入員証には、申立人の同社における加入員資格取得日が、いずれも同年12月20日と記録されていることが確認できることから判断して、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記厚生年金基金は、申立期間当時の届出は残っていないが、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで健康保険組合、年金事務所及び厚生年金基金への届出用紙は複写式の様式を使用していたので、申立期間当時の資格取得及び資格喪失の届出用紙も複写式であったと考えられる旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年12月20日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年12月の上記厚生年金基金の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 20 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間も従前と同額の報酬を受け取っていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 15 年 9 月 20 日）の後の平成 15 年 9 月 24 日付けで、9 万 8,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の取締役であったことが確認できるが、申立人が同社において一緒に勤務していたと記憶している同僚は、申立人は自分と一緒に営業の仕事をしており、社会保険の手続には関与しておらず、社会保険を含め経理については、代表取締役が全て行っていた旨供述している。

また、A社の代表取締役は、「社会保険の手続は全て自分で行っており、子である申立人を含め、他の従業員は何も知らない。当時、数か月分の厚生年金保険料が未納となっていたため社会保険事務所へ相談に行き、滞納保険料減額のため、内容を理解しないまま手続をしてしまった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所に該当しなくなった後に、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が昭和40年4月1日、資格喪失日が42年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月20日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月20日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録により、申立人が同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務していたことが確認できるほか、上記人事記録には、昭和42年6月1日付けの申立人のA社からB社への異動が記録されている。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年7月1日であるところ、A社は、B社が適用事業所となるまでは、A社において厚生年金保険に継続して加入させるべきであった旨供述しており、B社が適用事業所となるまでは、A社において被保険者資格を有していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年5月の

社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月24日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年7月24日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から同年4月5日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在職証明書及び「登録カード」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社C工場から同社本社に異動、さらに、同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社会保険事務担当者は、通常、同月内の異動の場合、最終事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得することとしており、申立人の場合は、申立期間の直後の異動先である同社B工場において被保険者資格を取得したこととし、異動日を昭和42年3月26日とすることが妥当である旨供述していることから判断すると、申立人は、同年3月26日に同社同工場において被保険者資格を取得したとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

A社から支給された賞与に係る申立期間の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されたことが記載されている賞与支払明細書及び賃金台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、25 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

A社から支給された賞与に係る申立期間の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されたことが記載されている賞与支払明細書及び賃金台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、23 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

A社から支給された賞与に係る申立期間の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されたことが記載されている賞与支払明細書及び賃金台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年10月から9年5月までは41万円、同年6月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年9月30日まで

A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。源泉徴収票及び地方税の特別徴収税額の通知書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から9年5月までは41万円、同年6月から同年8月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年11月6日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が減額訂正処理されており、申立人の場合、7年10月に遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る平成7年分、8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票並びに8年度及び9年度の地方税の特別徴収税額の通知書において確認できる社会保険料から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額に相当する額であることがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が同社の取締役であることが確認できるところ、当時の事業主及び複数の従業員は、申立人の職種が企画等の担当役員であり、厚生年金保険事務に関わっていない旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額

訂正処理する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年10月から9年5月までは41万円、同年6月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から7年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額に比べて低い。地方税の納税通知書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から6年10月までは53万円と記録されていたところ、7年4月4日付けで、遡って8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。また、同日付けで、当初、6年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、9万2,000円に遡って減額訂正処理されており、当該訂正処理の記録が同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日まで継続していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正処理された者が15人確認できる。

加えて、申立人から提出された平成5年度から8年度までの地方税（普通徴収分）の納税通知書において確認できる社会保険料から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額に相当する額であることがうかがえる。

当該減額訂正処理について、A社の事業主の妻であり当時の会計担当者は、同社の当時の社会保険の事務手続は、全て自分が担当しており、社会保険事務所から何度も呼出しを受け、同事務所に納付する厚生年金保険料を遡って減額訂正する届出書類に代表者印を押した旨供述していることから、保険料減額のために行われた処理であることがうかがえる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役でなかったことが確認できる上、同社の事業主及び従業員一人は、申立人が営業担当として勤務し、社会保険の届出事務に関わっていなかった旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額が減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成7年4月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年8月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月19日より後の同年7月13日付けで、22万円が9万8,000円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の元代表者は、「申立期間当時、当社の経営状況は悪化しており、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額することを助言され、そのとおりに行った。」旨供述している上、同社の元代表者及び複数の元従業員は、「申立人は、営業担当として厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において「10 等級」（1万4,000円）と記載されているが、オンライン記録によると1万円であることが確認できる。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和35年法律第17号）の施行に伴い、昭和35年5月から標準報酬月額の最高等級が引き上げられたことに加えて、標準報酬月額の記入方法（「等級」単位の記入から「金額」単位への記入）の変更があったところ、上記被保険者名簿の記載について、年金事務所の担当者は「被保険者名簿（紙台帳）の記録を入力する際に、10 等級を金額に読み違えて10 千円（1万円）と入力したものと考えられる。」旨供述しており、社会保険事務所は、上記被保険者名簿の申立人に係る記載内容を十分確認せず、標準報酬月額を1万円と入力したものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、1万4,000円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、事務処理を誤って標準報酬月額を決定したと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を1万4,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年1月から同年9月までの期間は59万円、同年10月から15年1月までの期間は62万円にそれぞれ訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から15年2月28日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役だったが、社会保険関係事務には関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年9月までの期間は59万円、同年10月から13年2月までの期間は62万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで当該期間はいずれも9万8,000円に遡って減額訂正されており、同年9月まで継続していることが確認できる。また、同社が適用事業所でなくなった日（平成15年2月28日）の後の15年3月6日付けで、申立人の標準報酬月額は13年10月から15年1月までは62万円と記録されていたところ、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、A社の二人の取締役のうちの一人であったことが確認できる。そこで、同社において申立人以外の唯一厚生年金保険の被保険者であった元代表取締役に照会を行ったところ、回答は得られなかった。

しかしながら、申立人は、A社では経理事務を担当しており、代表者印を預かったことが無く、社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述しているところ、平成14年3月まで同社から労働保険、社会保険の事務手続を受託していた社会保険労務士によると、「平成13年頃、同社代表取締役が社会保険料の支払ができない旨話していたことを記憶している。13年度は同社の経営状態が悪く、当社会保険労務士事務所へ

の支払も滞っていたので、社会保険料の滞納は考えられる。労働保険、社会保険の届出書類に必要な代表者印は、同社代表取締役が保管管理していたと記憶している。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成 13 年 3 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実を即したものと考え難く、申立人について 12 年 1 月 1 日に遡及して標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 12 年 1 月から同年 9 月までの期間は 59 万円、同年 10 月から 15 年 1 月までの期間は 62 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から55年8月まで  
私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和59年6月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が当時居住していた区の所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の双子の弟には昭和43年4月頃に手帳記号番号が払い出されているが、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶が曖昧であり、弟の手帳記号番号払出時期を含め申立期間同時に申立人に手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び同年 9 月並びに 59 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月  
② 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

私は、体調を崩して会社を退職した後、母に国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してもらった。再就職後も再び体調を崩したため、退職後に国民年金の再加入手続をしてもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 62 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間はいずれも同年 4 月 13 日に厚生年金保険被保険者期間の記録が追加されたことにより国民年金の未納期間となったものであり、当該記録追加前は未加入期間のため、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、現在所持する年金手帳は国民年金の加入手続時に受け取った手帳であると説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、区役所で国民年金へ加入するよう勧められたので、加入手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和44年2月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち41年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該払出後に42年4月まで遡って過年度保険料を納付していることが確認でき、この過年度納付により、60歳に到達するまで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことが可能になったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年3月まで

私の父は、昭和56年4月頃に私と区役所に国民年金の加入手続に行き、加入後の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後に第3号被保険者資格取得の届出手続をした昭和63年5月に払い出され、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が63年4月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 10020

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、昭和 58 年 4 月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、区役所で国民年金の加入手続きを行い、付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関等で納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の前後の期間については、付加保険料を含む国民年金保険料が納付済みとなっているが、申立期間については、昭和 59 年 7 月 16 日に定額保険料が過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することはできないことから、当該過年度納付時点では、申立期間の付加保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月及び41年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和41年1月から50年3月まで

私は、昭和51年6月か7月頃、これだけの国民年金保険料を支払わないと国民年金がもらえなくなるという督促の通知を郵送で受け取った。同年\*月に生まれた子の出産費用の戻りがあったので、出産のときから遅くとも52年の初めごろまでに、そのハガキに書いてあった保険料を郵便局で納付した。納付した期間と月数は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が督促の通知を受けて納付したとする昭和51年\*月から52年の初めごろまでの時期は、特例納付の実施期間ではない上、当該納付時点では、申立期間①及び申立期間②の大半は、時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「これだけの国民年金保険料を支払わないと国民年金がもらえなくなる」という督促の通知を受けて保険料を納付したと説明し、当委員会における口頭意見陳述においても、上記の内容の通知を受けて保険料を納付したのは1回だけであったと説明しているが、オンライン記録及び附則第4条納付者リストによると、申立人は、第3回特例納付により、5か月分の保険料を遡って納付していることが確認でき、特例納付したことによって、60歳までの納付可能月数は300月となり、受給資格期間を満たすこととなっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から同年 10 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 2 月から 53 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から同年 10 月まで  
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 52 年 2 月から 53 年 2 月まで

私は、会社を辞める都度、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、市役所で申立期間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 53 年 11 月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 10 月まで  
私は、妻の助言を受けて、平成 13 年度に区役所で年金記録を確認した際、区職員から国民年金保険料の未納はないと言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付者、納付額、納付方法、納付場所及び申立期間当時の年金手帳の交付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 11 月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 1 月までの期間、同年 4 月及び同年 5 月、56 年 9 月から 58 年 9 月までの期間、61 年 1 月から 62 年 6 月までの期間、平成 8 年 11 月から 10 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 55 年 1 月まで  
② 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月  
③ 昭和 56 年 9 月から 58 年 9 月まで  
④ 昭和 61 年 1 月から 62 年 6 月まで  
⑤ 平成 8 年 11 月から 10 年 5 月まで

私は、昭和 54 年 2 月以降、失業する度に区出張所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、申立人は国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 61 年 2 月まで

私は、会社を退職して店を開業した昭和 54 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、毎月、申立期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付してきた。私が申立期間の保険料を納付したことを示す領収書もあるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は、昭和 49 年 6 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、同被保険者資格を再取得した記録が見当たらず、また、申立人は、申立期間に別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことから、申立期間は、申立期間当時において、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「毎月、申立期間の保険料を金融機関の窓口で納付した。」と述べているが、申立人が居住していた市では、保険料は、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの期間については 3 か月ごとに、56 年 4 月から 61 年 2 月までの期間については 2 か月ごとにそれぞれ納付する方法がとられており、申立人が述べている納付方法と相違する。

さらに、申立人が申立ての根拠として提出した昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料の領収証書は、申立人の申立期間の領収証書ではなく、申立人の妻の保険料を口座振替により納付した際の領収証書であることが確認できる。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 47 年頃に自営業を始めたので、妻と私の国民年金の加入手続を一緒に行った。妻は、申立期間の①及び②に係る私と妻の国民年金保険料を一緒に口座振替により納付してくれていた。申立期間の保険料は妻が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の年度別納付状況リストによれば、申立人と一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間の①及び②の国民年金保険料を追納しており、当該追納が行われる前の当該期間は、全額申請免除されている期間であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「申立期間の①及び②の国民年金保険料は、申立人の保険料と一緒に口座振替により納付していた。」と述べているが、前述のとおり、申立人の妻の申立期間に係る保険料は追納により納付されていることから、口座振替による納付は行われていない。

加えて、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 50 年 9 月まで

私は、20 歳のときは国民年金に加入していなかったが、昭和 50 年 7 月頃に所属していた A 会の担当者が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、同担当者から「未納分の国民年金保険料があるが、今なら、未納分の保険料を納付できます。」と言われたので、未納分の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳のときは国民年金に加入していなかったが、昭和 50 年 7 月頃に所属していた A 会の担当者が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、同担当者から『未納分の国民年金保険料があるが、今なら、未納分の保険料を納付できます。』と言われた。」と主張しており、B 町（現在は、B 市）の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号が昭和 50 年 7 月 14 日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時に申立人と同様に A 会に所属し、国民年金の手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている元会員 7 人全員の保険料の納付状況等を調べると、1 人の記録は確認できないものの、残りの 6 人全員が、手帳記号番号の払出し前の大半の期間において保険料の未納又は国民年金に未加入の記録のままになっていることが確認できる。このことから、申立期間当時の A 会の担当者が申立人の未納保険料のみを全て納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が自分の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする A 会では「当時の資料が無いいため保険料納付等の正しい状況は分からない。」と回答している。

このほか、A会が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 54 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 10 月頃に A 区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口担当者から、「今、国民年金に加入すると国民年金保険料を 3 年間遡って納付できる。」と言われ、後日、A 区役所で当該保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 10 月頃に A 区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口担当者から、『今、国民年金に加入すると国民年金保険料を 3 年間遡って納付できる。』と言われ、後日、A 区役所で当該保険料をまとめて納付した。」と主張している。

しかしながら、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 56 年 11 月 14 日に払い出されており、当該払出しの時点は、特例納付の実施期間ではなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月まで  
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

私の母は、私がA社を退職した後の昭和 62 年 4 月から国民年金保険料を一度も納付していなかったため、平成 2 年 11 月に私が婚姻した後に、それまで未納だった期間の私の保険料を全て納付してくれた。そのときの納付金額は、おそらく 20 万円から 30 万円くらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 2 年 11 月に私が婚姻した後に、私の母がそれまで未納だった期間の私の国民年金保険料を全て納付してくれた。」と主張しているが、申立人の母が申立人の保険料を納付したとする 2 年 11 月以降においては、申立期間の①の大部分の期間の保険料は時効により納付することはできない。その上、申立人の母が全て納付したとする保険料の金額は申立期間の①及び②の期間の実際の保険料額とは大きく相違する。

加えて、申立人の母が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付したとする申立人の母は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から同年10月まで  
② 平成3年8月から4年1月まで

私は会社を辞めるごとに国民年金の加入手続を行い、毎月、自宅に届いた納付書を区役所に持参し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は会社を辞めるごとに国民年金の加入手続を行い、毎月、自宅に届いた納付書を区役所に持参し、国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が当該年金番号として付番されていることが確認でき、申立人に国民年金の記号番号が別に払い出された記録は確認できない上、申立人は、当該基礎年金番号により平成11年10月に国民年金に加入していることが確認できる。さらに、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②は、平成11年10月の国民年金に加入した時点で資格得喪の記録が追加されたことにより、国民年金に加入していない期間から未納期間に整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録が追加される前は国民年金に加入していない期間であり、申立期間当時において、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間に納付したとする保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から同年 8 月まで

私は、会社退職後の昭和 54 年 3 月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により郵便局や金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社退職後の昭和 54 年 3 月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により郵便局や金融機関で国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号は、平成 6 年 5 月頃に払い出されていることが確認でき、また、申立人は、申立期間に所持していたとする年金手帳の記憶が曖昧であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。これらのことから、申立期間の保険料は、当該払出しの時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料をA郵便局で納付してきた。」と主張している。

しかしながら、同郵便局において納付書を添えて納付された保険料の収納事務を7年6か月もの長期にわたって誤ることは考え難い。

また、オンライン記録によれば、昭和62年5月6日に保険料納付の時効にかからない60年4月から61年3月までの期間の保険料について、過年度納付書が作成されており、申立人は、「保険料の納付を怠って過去の保険料を遡って納付したことは一切ない。」と述べていることから、申立期間のうち、当該期間が未納であったことが推認できる上、申立人の「A郵便局で納付してきた。」という主張に整合性がみられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月  
② 昭和 43 年 7 月から 46 年 1 月まで  
③ 昭和 46 年 5 月から平成 6 年 6 月まで

私は、申立期間の①、②及び③のいずれの期間も国民年金保険料を区役所で納付していた。また、申立期間の一部の保険料は、10 年間遡って納付できる制度により納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の①、②及び③のいずれの期間も国民年金保険料を区役所で納付していた。また、申立期間の一部の保険料は、10 年間遡って納付できる制度により納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号が当該年金番号として付番されていることが確認できるものの、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①、②及び③は、申立期間当時において、国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「申立期間の一部の保険料は 10 年分遡って納付できる制度により 4 万円から 5 万円くらいを A 区役所に納付した。」と述べているが、A 区役所において、過年度納付及び特例納付の保険料の収納業務は取り扱っていないことから、申立人の申立内容に整合性が認められない。

さらに、申立人は、「申立期間の③のうち、結婚後の昭和 48 年 9 月以降は、夫婦の

保険料を常に一緒に納付したと思う。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人の妻は、申立期間の③の一部期間である婚姻後の昭和48年9月から平成2年11月までの国民年金加入期間の保険料が未納である。

加えて、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年9月まで

私は、会社を退職したときに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は会社を退職した昭和44年9月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の52年3月に払い出されていることが払出一覧表により確認でき、申立期間は、平成元年9月に記録が整備されたことにより未納期間とされたものであることがオンライン記録で確認でき、記録整備前は未加入期間で、保険料を納付することはできない期間であり、当該記録整備時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法は、昭和45年3月以前は印紙検認、45年4月以降は納付書による納付であるが、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧であり、申立期間の途中で納付方法が変更された記憶も無いと説明している。

さらに、申立人は、昭和52年3月に払い出された現在所持している国民年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は曖昧であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年9月まで  
私の義母は、昭和50年10月頃に私の国民年金の加入手続をし、45年6月からの未納分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、当初、昭和50年10月6日（任意加入）と記載され、その後「45年6月11日」、「強制」と訂正されており、この訂正筆記は、同じ手帳に56年2月強制加入と記載された文字と同じ筆跡であるため、56年2月以降に記載されたものと考えられ、申立期間は任意加入前の未加入期間であったことから、第2回特例納付により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私は、結婚してから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和51年7月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の54年6月28日に払い出されており、当該払出時点では申立期間は過年度納付することが可能な期間ではあるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていること、申立人は別の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和61年4月から国民年金の第3号被保険者制度ができることを知っており、それまでの期間の国民年金保険料を納付すれば良いことを励みに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は任意加入後の申立期間の保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では申立期間当時は3か月毎の納付書を作成していたと説明しており、市の国民年金被保険者名簿では、申立期間である昭和59年度及び60年度欄に、年度内の各月の保険料が全て未納である場合に表示する「消込済」という印が押されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年12月まで  
私の父親は、私が20歳になったときから国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和48年4月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点で申立期間のうち44年10月から45年12月までの期間の保険料は時効により納付できない期間であり、46年1月から47年3月までの期間は過年度納付することが可能ではあるが、申立人は父親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いた覚えはないと説明している。

さらに、昭和47年4月から48年2月までの厚生年金保険の記録は平成21年12月8日に追加され、昭和48年1月及び同年2月の国民年金保険料は平成22年1月22日に還付されていることがオンライン記録で確認でき、父親が遡って納付したのは昭和48年1月からの保険料であったと考えられること、申立人は、前述の手帳記号番号が払い出された手帳以外に別の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、

申立期間のうち昭和47年4月から同年12月までの期間は厚生年金保険被保険者期間である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、特例納付されており、その当時に納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 40 年 1 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月まで  
③ 昭和 40 年 1 月から 43 年 12 月まで

私は、昭和 55 年 6 月に国民年金保険料を特例納付できることを知り、区役所窓口の担当者に「払える期間の保険料を全て納付したい。」と申し出て、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 50 年 7 月から 55 年 3 月までの 57 か月分の保険料を納付した。その後、特例納付した 33 か月分の納付が、36 年 4 月から 38 年 12 月までの納付記録とされてしまっていることを知ったが、特例納付した際、担当者は「納付した期間以外に保険料の未納期間は無い。」と言っていたので、ほかに未納期間は無いはずである。あるいは、担当者が十分に私の納付記録を確認せずに特例納付用の納付書を発行したため、私の保険料を納付する機会が奪われてしまったのではないかと考える。申立期間①及び②の保険料が特例納付されたものと記録されており、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人には、昭和 38 年 6 月及び 55 年 7 月に別々の国民年金手帳の記号番号が払い出されているものの、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、37 年 4 月から 38 年 3 月までの納付済期間についても、当該期間の保険料を納付した者が特定できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間同時に勤務していた事業所の事業主が、申立期間の保険料

を納付してくれていたのではないかと説明するが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 1 月以降、申立人と同時に厚生年金保険に加入した同僚 3 人については、いずれも申立期間中に国民年金に加入した記録が無い上、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を見た記憶及び当時勤務していた事業主から国民年金手帳を渡された記憶は無いと説明しており、当時の事業主から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、33 か月分の保険料を特例納付した領収証書及び昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付した領収証書を所持しており、合計 57 か月分の保険料を 55 年 6 月 28 日に遡って納付したことが確認でき、申立人は特例納付した期間は 50 年 7 月から 53 年 3 月までであったと説明するものの、現在のオンライン記録では、申立期間①及び②が特例納付された期間とされている。これは、当該特例納付の領収証書に納付対象期間が記載されていなかったため、改正法附則第 4 条の規定により、特例納付保険料が先に経過した月の未納分であった 36 年 4 月から 38 年 12 月までの 33 か月分の保険料に充当された後、平成 19 年 6 月に、申立人の別の国民年金手帳の記号番号による 37 年 4 月から 38 年 3 月までの納付済期間が記録統合されたことにより、申立期間①及び②の合計 33 か月分の保険料に付替えられたものであり、当該処理に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から59年3月まで

私は、昭和54年12月に退職し、年が明けた55年1月に国民年金の加入手続を区役所で行い、共済組合に加入する直前の59年3月まで国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、毎月、口座振替で保険料を納付していたと説明するものの、申立期間当時、申立人が居住していた区における口座振替の振替月は毎月ではなかった上、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付方法及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和62年5月に、申立人が国民年金第3号被保険者の届出を行った際に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、叔母の店で働いていた昭和 39 年又は 40 年頃、A 区役所に勤めている友人から勧められて、同区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年又は 40 年頃、A 区役所に勤めている友人から勧められて、同区役所で国民年金の加入手続きを行った。」と述べているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月 30 日に、申立人の実家が所在する B 区役所で払い出されていることが確認できる。その上、申立人は、「これまでに交付された年金手帳は、1 冊です。」と述べており、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月の時点において、申立期間の①のうちの 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間の①の直後の昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、前述の被保険者台帳によると、昭和 42 年 7 月 26 日に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付の時点で、申立期間の①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の②について、前述の被保険者台帳によると、当該期間の直後の昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は、過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付の時点で、申立期間の②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間の①及び②に係る保険料の納付金額、納付頻度、納付時期に関する記憶が曖昧である。

このほかに、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成3年3月まで  
私は、20歳になった昭和61年頃は浪人生でA区に住んでおり、その後大学に入りB区に移ったが、実家のあるC市で母が私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及び「B区における年金番号払出し状況」の資料によると、申立期間後の平成3年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は当該払出しの時点で大学生であり、大学生等が強制加入とされたのは申立人の被保険者取得日である3年4月からである。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、戸籍の附票等によれば、20歳当時の昭和61年\*月にはA区に、62年9月以降はB区にそれぞれ住民登録をしていることが確認できることから、申立人の母がC市で申立人の国民年金の加入手続きを行うことはできない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続きを行い保険料を納付していたとする母は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 45 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 40 年\*月に、親に勧められて国民年金の加入手続を A 区役所で行った。申立期間の国民年金保険料は、勤務先に来ていた集金人に継続して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 40 年\*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を勤務先に来ていた集金人に継続して納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、昭和 45 年 4 月に A 区から払い出していることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の大半は、当該払出しの時点で時効により保険料を納付することができない期間であり、申立内容に整合性が認められない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、年金手帳の交付及び納付方法についての記憶が曖昧であり、申立人が納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と相違する。

なお、申立人が申立期間と一緒に集金人に納付していたとする元同僚の納付記録は、オンライン記録によると、申立期間と同じ期間の大半が、未納であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 51 年 9 月まで

私の妻は、国民年金保険料を 5 年間遡って納付できると聞いたので、昭和 51 年 10 月頃に、A 区役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦の申立期間に係る保険料を遡って納付した。そのときに納付した金額は、5 年分で一人約 9 万円、二人分で約 18 万円であった。この保険料を納付した際、同区役所では、「領収証書は年金手帳に加入日を記入しているので、年金手帳が領収証書です。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、「昭和 51 年 10 月頃に、A 区役所で、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦の申立期間に係る保険料を遡って納付した。そのときに納付した金額は、5 年分で一人約 9 万円、二人分で約 18 万円であった。」と主張している。

しかしながら、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の国民年金の手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、オンライン記録によると昭和 53 年 10 月頃に払い出されたものと推認でき、同区の国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る国民年金の資格取得届は 53 年 10 月 17 日に提出されていることが確認できる。

また、申立人の妻は、「年金手帳は、住所の記載されていない手帳を昭和 51 年 10 月頃に受け取り、転居手続に行った 53 年 10 月の時点で住所が記載された。」と述べているが、前述の手帳記号番号の払出し時期が 53 年 10 月頃であり、国民年金被保険者名簿における住所が転居後の住所になっていることから、当該年金手帳は 53 年 10 月頃に転居後の住所で発行されたものであると推認できる。

さらに、申立人の妻が、申立人の保険料を納付したとする昭和 51 年 10 月は、特例納

付の実施期間ではないため、制度上、5年間分の保険料を遡って納付することはできない期間である。なお、オンライン記録によれば、申立人は手帳記号番号が払い出された53年10月時点において、納付が可能な51年10月までの2年間の保険料を遡って納付していることが確認できる。

その上、A区では、申立期間当時、既に保険料の収納方法として納付書制度を採用しており、保険料収納の際には領収証書を受領するものであるが、申立人の妻は「領収証書を受領しなかった。」と述べている上、申立人の妻が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と相違している。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 51 年 9 月まで

私は、国民年金保険料を5年間遡って納付できると聞いたので、昭和51年10月頃に、A区役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦の申立期間に係る保険料を遡って納付した。そのときに納付した金額は、5年分で一人約9万円、二人分で約18万円であった。この保険料を納付した際、同区役所では、「領収証書は年金手帳に加入日を記入しているので、年金手帳が領収証書です。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年10月頃に、A区役所で、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦の申立期間に係る保険料を遡って納付した。そのときに納付した金額は、5年分で一人約9万円、二人分で約18万円であった。」と主張している。

しかしながら、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその夫の国民年金の手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、オンライン記録によると昭和53年10月頃に払い出されたものと推認でき、同区の国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る国民年金の資格取得届は53年10月17日に提出されていることが確認できる。

また、申立人は、「年金手帳は、住所の記載されていない手帳を昭和51年10月頃に受け取り、転居手続に行った53年10月の時点で住所が記載された。」と述べているが、前述の手帳記号番号の払出し時期が53年10月頃であり、国民年金被保険者名簿における住所が転居後の住所になっていることから、当該年金手帳は53年10月頃に転居後の住所で発行されたものであると推認できる。

さらに、申立人が保険料を納付したとする昭和51年10月は、特例納付の実施期間ではないため、制度上、5年間分の保険料を遡って納付することはできない期間である。

なお、オンライン記録によれば、申立人は手帳記号番号が払い出された53年10月時点において、51年10月までの2年間の保険料を遡って納付していることが確認できる。

その上、A区では、申立期間当時、既に保険料の収納方法として納付書制度を採用しており、保険料収納の際には領収証書を受領するものであるが、申立人は「領収証書を受領しなかった。」と述べている上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 44 年 9 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 41 年\*月から婚姻する直前の 44 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の姉の保険料は、姉が 20 歳になったときから納付されているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間後の昭和 56 年 8 月 15 日に任意加入したことにより払い出されており、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無い。また、申立人は「父から年金手帳を受け取った記憶は無い。」と述べていることから、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間のうちの昭和 41 年 2 月から 43 年 3 月までの期間について、申立人は、「大学生だった。」と述べており、オンライン記録によると、当該期間は、当時、強制加入期間ではなく任意加入することができる期間であるものの、申立人は、国民年金に任意加入しておらず、未加入期間として管理されている。このため、当該期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の姉の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 45 年 5 月頃に払い出されていることが推認でき、さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、当該期間を含む申立人の姉が 20 歳になった 38 年\*月から 43 年 9 月までの保険料は、当該払出後に実施された第 1 回特例納付により納付されていることが確認できる。

2 申立期間のうちの昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月までの期間について、申立人は、

「大学を卒業し、講師として働いていた。」と述べており、また、オンライン記録によると、当該期間における申立人の厚生年金保険等の加入記録が無く、当該期間は、平成8年11月13日に、国民年金の加入期間として記録追加されていることが確認できる。さらに、申立人の当該期間における住所は、戸籍の附票によると、申立人の両親が居住しているA県B町ではなく、C区であることが確認できるが、申立人は、「当該期間において、C区への国民年金の住所変更手続を行った記憶が無い。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立人の当該期間は、申立期間当時、国民年金に加入していなかった期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、婚姻前の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 49 年 5 月まで  
② 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 6 月まで  
③ 平成 3 年 10 月  
④ 平成 3 年 12 月  
⑤ 平成 4 年 3 月

私は、昭和 47 年 5 月に会社を退職した後、国民年金に加入し申立期間の①の国民年金保険料を納付した。また、62 年 6 月に国民年金に再加入し、申立期間の②、③、④及び⑤に係る夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間の②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 62 年 6 月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらず、申立人の所持する年金手帳においても申立期間の①に係る資格の得喪記録は記載されていない。これらのことから、申立期間の①については、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の②、③、④及び⑤については、申立人は、「夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。」と述べているが、オンライン記録により、当該期間の前後における申立人の保険料の納付時期について調べると、平成 3 年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、4 年 1 月及び同年 2 月の期間及び同年 4 月及び同年 5 月の期間の納付時期は、いずれも時効期限の直前で過年度納付されていることが確認できる上、一緒に納付したとする申立人の夫の納付年月と相違する。なお、申立人とその夫の納付年月の

記録が一致するのは、申立人の現年度納付が行われている平成4年6月分以降の期間である。

加えて、申立人が申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年12月まで  
② 昭和44年1月から50年11月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、国民年金保険料を納付していなかった。婚姻後に、保険料を遡って納付できると聞き、私と夫が何回かに分けて未納期間の保険料を全て納付した。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする父親から当時の状況を聴取することができない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人及びその夫からは、保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号は2回払い出されているものの、昭和44年3月に払い出されている手帳記号番号Aの払出簿には、「不在」の押印があり、59年5月10日作成の年度別納付状況リストにおいても「不在」と記載されていることから、申立期間②当時、申立人は不在者として取り扱われていたものと考えられる上、申立期間②直後の50年12月に払い出されている手帳記号番号Bは、任意加入したことによって払い出されており、申立期間②は未加入期間であるため、制度上、保険料を遡って納付することはできないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年10月までの期間及び54年12月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から54年10月まで  
② 昭和54年12月から62年12月まで

私は、昭和55年1月に初めて国民年金の加入手続を行ったとき、区役所の窓口において過去に国民年金保険料の未納期間があることを指摘されたので、交付された納付書により分割して納付した。国民年金に加入後は定期的に漏れなく保険料を納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、過去の未納期間の保険料を納付するために交付された納付書の枚数、納付額及び分割納付の回数等についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年4月に払い出されており、申立人は当該払出時点から遡ることが可能な時効期限内の保険料を全て過年度納付していることは確認できるものの、この払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年4月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする母親は、加入手続きの時期、保険料の納付回数及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成7年1月に払い出されていることが確認できるとともに、当該払出しのときに申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の20歳時点から当該払出時点までの厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る記録が、全て7年1月9日に記載されていることから、同年同月に、母親は申立人の加入手続きを行ったものと考えられ、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで  
私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、昭和51年4月に大学に入学するまで、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った平成7年4月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年6月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、店に住み込みで働いていた昭和45年12月ごろ以降、役所から国民年金保険料の納付書が送付されるようになったので、20歳時から平成元年に店を辞めるまでの保険料を店に来る金融機関の集金人を介して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたとする納付額は、申立期間の保険料額と大きく相違している。

また、申立期間当初、申立人が居住していた区における保険料の納付方法は、印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和53年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から47年6月まで  
私は、20歳時に同業組合で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は当該組合に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳時の昭和38年に同業組合で国民年金の加入手続をしたと説明しているが、同業組合が保険料徴収を委託した国民年金事務組合は、47年7月から業務を開始しており、当該国民年金事務組合の国民年金被保険者台帳領収書発行簿及び国民年金記号番号発行簿（兼納付状況調）により、当該同業組合の組合員の委託開始日は47年3月30日であり、保険料徴収開始日は同年7月であることが確認できる。

また、申立人は、昭和47年6月12日発行の黄土色の国民年金手帳を1冊所持しており、以前に所持していた手帳は当該手帳と交換したとしているが、旧手帳の色等の記憶は曖昧であり、印紙検認方式により保険料を納付した記憶は無いとしていること、申立期間当時、申立人が一緒に納付していたとする同業組合の組合員も申立期間の保険料は未納であり、国民年金手帳の記号番号の払出しは申立人と同時期の47年7月頃であること、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年5月まで  
私の父は、私が大学を卒業したときに国民年金の加入手続をしてくれて、結婚するまでの国民年金保険料は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、大学を卒業したときに父親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間から約8年後の昭和57年7月に任意加入したことにより払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、母親が保険料を納付していたとする姉も大学卒業後から婚姻するまでの期間の保険料は未納であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの期間、47年1月から50年3月までの期間及び平成3年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から44年3月まで  
② 昭和47年1月から50年3月まで  
③ 平成3年4月から同年6月まで

私は、申立期間①については、自分で国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間②及び③については、夫婦で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年12月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間の一部は、過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は保険料を遡って納付したとは主張していないこと、また、申立人が所持する44年2月1日に発行された年金手帳の昭和42年度及び43年度の印紙検認記録欄には検認印は無く、印紙検認台帳部分が割印の上、切り離されていることから、申立期間の保険料を現年度納付してないと推測されること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事をうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人及びその夫がこれらの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が婚姻した昭和45年2月から申立人の夫が60歳に到達する前の平成13年\*月までの間における夫婦の保険料納付済期間、そのうちの過年度保険料納付済期間及び保険料未納期間は、申立人の夫の申立期間④（昭和45年1月から同年3月まで）及び厚生年金保険加入期

間（25 か月）を除いて一致しており、夫婦ともこれらの期間の保険料が未納であるなど、夫婦がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から平成2年4月まで  
私の夫は、私の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の夫の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立期間の保険料の納付方法及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、夫が保険料を自身の分と一緒に納付してくれたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間直後の平成2年5月から3年3月までの保険料は4年6月に過年度納付されているのに対し、夫の2年4月から3年3月までの保険料は同年8月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の保険料は必ずしも夫の分と一緒に納付されていないこと、夫の元年4月から2年3月までの保険料は、同年10月に過年度納付されており、当該納付時点までは申立人と同様に未納であったこと、申立人の申立期間直後の期間の保険料が過年度納付された4年6月時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年9月までの国民年金保険料については、特例納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年9月まで

私は、昭和52年頃に国民年金の加入手続をし、それから1年ほどの間に36年4月以降の国民年金保険料を何回かに分けて遡って納付した。申立期間の保険料が特例納付により納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人には国民年金手帳の記号番号が2回払い出され、2回目は第3回特例納付実施期間前の昭和52年12月に払い出されている（1回目は昭和35年11月に払い出されている。）が、申立人は、当該払出時点で納付可能な申立期間直後の50年10月以降の保険料を納付しており、申立人は、同月以降60歳になるまで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間を満たすことから、特例納付をしなければならない状況にはなかったこと、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違することなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月及び46年10月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月  
② 昭和46年10月から47年7月まで

私の妻は、夫婦それぞれが未納としていた期間の国民年金保険料を特例納付により一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、特例納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、妻が申立期間の保険料を第2回特例納付により、妻自身の未納期間の保険料と一緒に納付したと主張しており、妻の国民年金手帳の記号番号は第2回特例納付実施期間中の昭和49年11月頃に払い出されているが、申立人の手帳記号番号は当該特例納付実施期間後の51年11月に払い出されている。

さらに、申立期間①に係る昭和43年5月1日の資格取得及び同年6月10日の資格喪失、申立期間②に係る46年10月1日の資格取得及び47年8月28日の資格喪失は、平成3年2月15日に記録追加されたことがオンライン記録から確認でき、当該記録追加時点まで、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年12月までの期間及び46年10月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から42年12月まで  
② 昭和46年10月から47年7月まで

私は、夫婦それぞれが未納としていた国民年金保険料を特例納付により一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間中の昭和49年11月頃に払い出されており、附則18条納付者リストから、申立人は、昭和36年度中の5か月、39年度中の6か月、42年度中の3か月、43年度中の5か月、45年度中の7か月及び46年度中の5か月（合計31か月）分の保険料を特例納付していることが確認でき、これらの各年度の納付月数は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に強制加入被保険者期間として記載されている期間の月数に整合することから、申立人は、当時、第2回特例納付により納付可能な期間の全ての保険料を納付したものと考えられる。

しかし、オンライン記録から、上記手帳記号番号払出時点以前の申立人の被保険者資格の得喪日は、平成3年2月15日に申立人の夫の記録追加とともに訂正された（記録訂正後も特例納付月数は合計31か月となっている。）ことが確認でき、申立期間は当該記録訂正により生じた未納期間であり、当該記録訂正されるまで申立期間①は未加入期間、申立期間②は任意加入期間とされていたことから、特例納付することができない期間であること、当該記録訂正時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

私は、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に納付していたとする金額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間当時居住していた区で行われていた印紙検認方式による保険料の納付についての記憶が曖昧であること、申立人には国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は昭和37年11月に申立人の妻と連番で払い出されているが、当該手帳記号番号による保険料の納付記録は無く、手帳記号番号払出簿には「取消」と記載され、当該手帳記号番号は取り消されていること、申立人の妻も、申立人と連番で払い出されている手帳記号番号による納付記録は無く、当該手帳記号番号は申立人と同様に取り消されていること、2回目の手帳記号番号は41年4月に払い出されているが、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から52年3月まで

私は、役所から夫の国民年金記録の生年月日が間違っていたと連絡を受け、記録が訂正されたときに、私の国民年金保険料について未納期間があることを伝えられたため、未納であった期間の保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫の国民年金記録の生年月日が間違っていたため、年金記録が訂正されたときに自身の未納期間の保険料を全て納付したと説明しているが、夫の生年月日訂正に伴い保険料が還付決議されたのは昭和53年5月であることが還付リストで確認でき、一方、申立人の国民年金手帳の記号番号は54年6月に払い出されており、申立内容と異なっている。

また、上記手帳記号番号の払出時点は第3回特例納付の実施期間内であるものの、申立人は手帳記号番号の払出時点で、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年3月まで

私は、私の母から、私が大学を卒業した昭和52年に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。私は母から金融機関口座から保険料を振替納付したことがあると聞いたので、父の金融機関口座を調べたら申立期間当時の保険料の納付記録が残っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料の納付場所、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時の保険料の納付記録として父親の昭和52年1月から59年6月までの期間の金融機関口座の預金取引明細表を提出しているが、当該預金取引明細表で確認できる保険料額は付加保険料を含む保険料額であり、申立人の母親は52年3月から平成3年4月までの期間の保険料を付加保険料を含めて納付していること、一方、申立人は59年4月から現在まで納付している保険料は全て定額保険料のみであることがオンライン記録で確認できることから、当該明細表の納付記録は母親の納付記録であると推察できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち57年6月以前の保険料は時効により納付することができず、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年7月まで  
私は、平成2年の年末か翌年の年明けに、海外に居住していた期間の国民年金保険料が未納であるとの通知が届いたため、夫婦で申立期間の保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、海外居住期間は国民年金の任意加入対象期間であり、任意加入手続を行わない場合は国民年金に未加入となり、遡って保険料を納付できない期間となるが、申立人及びその妻は、申立期間の任意加入手続を行っていないと説明している。

また、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳には、平成2年1月21日に国民年金資格を喪失し、同年8月30日に資格を取得したことが記載されており、両者とも当該期間は未加入期間と記録されている。

さらに、申立人及びその妻は、保険料を遡って納付したのは一度だけと説明しており、申立期間前の平成元年12月及び同期間後の2年8月から3年3月までの期間の保険料は3年12月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年1月まで  
私の父は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が申立期間当時に居住していた区における現年度保険料の納付は、昭和45年6月までは購入した印紙を国民年金手帳に貼付し検認印を受ける印紙検認方式であったが、申立人の父親は印紙検認により保険料を納付した記憶が無く、申立期間当時の保険料額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年9月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人の父親は申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった職員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「賃金データを管理するシステムを平成 11 年に変更しており、申立期間の保険料控除と納付については、確認できる資料が無いため不明。」と回答している。

また、A社は、「給料の締め日は、末日締めの当月 25 日払い、厚生年金保険料の控除については、翌月控除である。退職の際は退職月に最後の給料を支払っていた。」と回答しているところ、申立人から提出のあった平成 10 年 3 月分給料明細書の厚生年金保険料は、1 か月分の控除額となっており、当該給料明細書の厚生年金保険料は、10 年 2 月の保険料控除額であると判断することが妥当である。

さらに、申立人は、「A社における最後の給料は、平成 10 年 3 月に支給された給料である。」と供述しているところ、申立人から提出のあった平成 10 年 3 月分の給料明細書から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年3月29日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していた同僚の氏名を記憶しており、同社に係る事業所別被保険者名簿において当該同僚の氏名が確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の代表者は申立人の勤務実態等について、「当時の資料が無いことから在籍及び厚生年金保険の取扱い等を確認できない。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時、上記同僚とA社の寮で生活し、運転業務に従事していたと申し立てているところ、同僚は既に死亡しており、申立期間に同社の寮で生活していたとしている二人は、「申立人が記憶している同僚は知っているが、申立人のことはよく覚えていない。」と供述していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の回答から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、当時の資料が残っていないため回答することができない旨回答しており、当時の事業主及び社会保険担当者は既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員に、その日より前に同社において勤務した期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料について照会したものの、資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月末日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間を含め現在まで、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の元従業員は、申立期間当時、雇用保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入しておらず、国民健康保険及び国民年金に加入していたと供述している。

さらに、A社から当時業務委託を受けていた会計事務所の担当者は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと供述している。

なお、A社は、当時の資料は保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額よりも低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事務所長であった申立期間における実際の支給報酬額が、厚生年金保険に係る標準報酬月額よりも高額であったと主張しているところ、オンライン記録において確認できる報酬月額の記録から、申立人が標準報酬月額よりも高額の報酬額を受けていた期間があったことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 10 日から 56 年 8 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社において社会保険事務担当であったとする元従業員は、社会保険事務所（当時）に賃金台帳を持参して報酬月額を届け出て、従業員の給与からは決定された標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、適切な時期に定時決定及び随時改定の手続が行われており、不自然な訂正が行われた記録は見当たらない。

なお、A社の元事業主からは照会に対する回答が得られず、申立人及び申立期間当時に同社に勤務していた元従業員は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していないことから、同社における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から52年6月10日まで  
A診療所（現在は、B診療所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同診療所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A診療所の複数の従業員の供述から、申立人が申立期間に同診療所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A診療所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年6月10日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

さらに、A診療所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年6月10日の前から同診療所に勤務し、同日に被保険者資格を取得している複数の従業員が、同診療所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述しており、そのうちの一名は、国民年金に加入していたと供述している。

なお、B診療所によると、A診療所の従業員記録は保管期間経過のため廃棄しており、同診療所の院長は死亡していると供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで  
A劇団に団員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同劇団には昭和 50 年 4 月 30 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月 30 日付けでA劇団を退団したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 4 月 30 日となっていると申し立てている。

しかしながら、A劇団から提出された申立人に係る個人調書には、昭和 50 年 4 月 29 日付けで申立人が依願退職した旨の記載があることが確認できるとともに、同劇団から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しには、申立人が同年 4 月 29 日退職、同年 4 月 30 日資格喪失と記載されていることが確認できる。

なお、申立人が昭和 50 年 4 月 30 日までA劇団に在籍していたことを記憶している同僚は見当たらず、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 14836 (事案 2034 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 11 月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、同社は申立期間に適用事業所となっておらず、同社及び同社の関連会社であるB社に照会を行ったが、申立人に関する供述が得られないなどの理由で、記録訂正できないと通知があった。

しかし、A社と同じ事業主が経営していたB社に勤務していたことを思い出し、年金事務所に相談したところ、同僚が年金受給をしている旨を聞いた。同僚だけ年金が受給されるのは納得がいかない。この同僚とは一緒に同じ仕事をして働いていたので、連絡を取って、私と一緒に勤務していたことを確認し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に解散しており、同社及び事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認ができず、また、同社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、さらに、申立人が記憶している同社における同僚及び申立期間当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、加えて、同社の関連会社であるB社の申立期間当時の従業員にも同様の調査を行ったが、申立人に関する供述が得られないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、上記通知に納得できず、A社の関連会社であるB社に勤務していたことを思い出し、同社で同じ仕事をしていた同僚だけに年金が受給されているのは納得がいかないため、再調査をしてほしい旨申し立てている。

このため、当委員会は、B社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、上記同僚は、被保険者資格取得日が昭和 34 年 8 月 15 日、資格喪失日が同年 11 月 25 日と記録

されており、申立期間の一部期間における加入記録は確認できたが、所在不明であり、申立人も連絡先を記憶していないことから、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 9 日から 17 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事務責任者は、同社では申立期間当時、従業員が入社する際に一定期間の試用期間を設けており、その間は厚生年金保険には加入させていなかった可能性がある旨回答している。

また、A社の事務担当者は、「当社における厚生年金保険料の控除は翌月控除である。」と供述しており、同社から提出された申立人に係る平成 17 年の賃金台帳では、同年 3 月の給与から厚生年金保険料の控除が開始され、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社において申立人と同じ職種であった従業員一人は、自身は平成 16 年 6 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年 8 月 1 日であり一致していない旨回答しており、当該従業員から提出された同年 6 月から同年 9 月の給与明細書では、同年 9 月の給与から厚生年金保険料の控除が開始され、同年 6 月から同年 8 月までの給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年8月1日まで  
② 昭和48年8月1日から51年8月1日まで  
③ 昭和52年10月1日から53年10月1日まで  
④ 昭和56年8月1日から57年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支給明細表を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった各申立期間の給料支給明細表における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、昭和44年11月及び同年12月を除いてオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、また、同年11月及び同年12月については、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致している。

したがって、申立人の各申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から27年6月1日まで  
② 昭和28年2月2日から同年5月1日まで

A 渉外労務管理事務所（B施設及びC施設）にD職として勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚の供述により、申立人が、期間は特定できないものの、A 渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設においてD職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、元同僚3人及び元従業員78人の計81人が、申立人の被保険者資格喪失日と同日の昭和26年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、この81人のうち、連絡先の判明した24人に、自身の職種について照会したところ、回答のあった18人中17人が、申立人と同一職種のC職であったと回答している。

一方、上記被保険者名簿において、申立期間①である昭和26年7月1日以降において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員31人のうち、連絡先の判明した8人に、自身の職種を照会したところ、7人から回答があったが、昭和26年7月1日以降に申立人と同一職種のC職であったとする者は確認できない。

また、A 渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設は昭和26年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、A 渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設に係る厚生年金保険の記録を管理するD事務所では、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険への加入記録や

保険料の給与からの控除については確認できないとしている。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人のA渉外労務管理事務所における被保険者資格喪失日は昭和 26 年 7 月 1 日とされており、上記被保険者名簿における申立人の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人が一緒に勤務したとしている複数の元同僚及び元従業員に、申立期間②における申立人の勤務実態について照会したが、申立人の退職日についての供述を得ることはできない。

また、申立人のA渉外労務管理事務所を適用事業所とするC施設に係る厚生年金保険の記録を管理するD事務所では、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険への加入記録や保険料の給与からの控除については確認できないとしている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人のC施設における被保険者資格喪失日は昭和 28 年 2 月 2 日とされており、この被保険者資格喪失日は、C施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 4 月 10 日から 58 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの会社に勤務していたのは確かであり、当時の給料支払明細書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した職歴メモ及びA社から提出された社員名簿から、申立人は、昭和 47 年 4 月 25 日に同社を退職したことが確認できる。

また、A社が加入しているC基金によると、申立人の厚生年金基金の資格喪失日は昭和 47 年 4 月 25 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録及び申立人が提出した給料支払明細書から判断すると、A社の保険料控除は翌月控除と考えられ、申立人が提出した給料支払明細書では、申立期間①に係る保険料控除を確認することはできない。

申立期間②については、申立人が提出した給料支払明細書から、申立人は、当該期間中、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和 58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、同社は適用事業所としての記録が無い。

また、上記給料支払明細書によると、申立人が昭和 57 年 12 月分だとする明細書を除いて、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、さらに、申立人が同年 12 月分だとする明細書においては、市町村民税額が 58 年 7 月分以降の明細書で確認できる金額と一致し、57 年 12 月分前後の期間の明細書で確認できる金額と異なる上、57 年分の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額にある給与等からの控除分欄に金額が記

載されていないことから、当該明細書は58年12月分であると推認できる。

なお、B社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の子が提出した A 社に係る雇用保険被保険者離職票及び同社の給与振込が確認できる預金通帳から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、上記預金通帳によると、昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の給与振込額は、同年 6 月及び同年 7 月の振込額より高額であり、その差額は当時の社会保険料額とほぼ一致する上、上記雇用保険被保険者離職票によると、申立人の A 社における賃金は一定であることが確認できることから、申立期間における保険料控除を推認することはできない。

なお、A 社の元代表者及び B 社は当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで  
A 社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が健康保険組合の標準報酬月額と相違している。給与からは高額の厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 3 月から 8 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 9 年 2 月までは 56 万円と記録されていたところ、同年 4 月 22 日付けで、7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定に係る記録が取り消され、7 年 3 月に遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された B 健康保険組合の被保険者標準報酬月額証明書により、申立人の標準報酬月額は、平成 6 年 10 月の定時決定により 68 万円、7 年 7 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定により 59 万円、8 年 10 月の定時決定により 56 万円と記録されていることが確認できる。

一方、A 社の取締役及び従業員は、「申立人は経理部長であった。」と供述しており、申立人も「同社の事務責任者であった。」と供述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人が平成元年 7 月 22 日から 10 年 10 月 1 日まで、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「当時社会保険料の滞納が 2、3 か月分あり、社会保険事務所（当時）に呼び出され支払が困難の旨を話したところ、事務所担当者より報酬ダウンにより捻出された金額で滞納保険料を充当する方法を指示されたが、報酬ダウンの対象者や期間は知らされなかった。その後社会保険事務所に<sup>なつじん</sup>捺印するために行った際、当方にとっては大事な事項であり、申立人が同席し話を聞いた。」と回答していることか

ら、申立人は当該訂正処理に関与していたものと考えられる。

さらに、申立人と同日付けで標準報酬月額が減額訂正されているA社の取締役は、「申立人から年金を利用したから、将来1万円ぐらい影響するかもしれないと説明を受けた。どういう方法を使ったのか、そのときは意味も分からなかったが、定期便が来てこのことを言っていたのかと思った。」と供述している。

加えて、A社の事業主及び厚生年金保険事務担当者は、「申立人は社会保険の届出事務に関与していた。」と回答をしている上、同社が加入していたB健康保険組合は、「同社の担当者は申立人であった。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理部長として社会保険の届出事務及び当該訂正処理に関与し、自らの標準報酬月額の引下げに同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 10 日から同年 4 月 20 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の上司の供述により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、昭和 59 年 12 月 20 日に同社において被保険者資格を取得し、60 年 1 月 10 日に資格を喪失した後、同年 4 月 20 日に再度資格を取得し、同年 9 月 28 日に資格を喪失しているところ、C厚生年金基金の申立人の記録も上記厚生年金保険の記録と一致していることから、同社は、申立人の申立期間に係る同年 1 月 10 日付けの資格喪失届及び同年 4 月 20 日付けの資格取得届を社会保険事務所 (当時) 及び厚生年金基金に提出したことが確認できる。

また、A社において申立人が昭和 60 年 4 月 20 日に再度取得した厚生年金保険被保険者記号番号は、59 年 12 月 20 日に同社で取得した記号番号ではなく、申立人が同社の前に勤務していた事業所で取得した記号番号であったことが確認できるが、当該記号番号は、申立人が同社に厚生年金保険被保険者証を提出しなければ事業主が知り得ない番号であり、申立人は被保険者資格を再度取得した 60 年 4 月 20 日の時点で、厚生年金保険に未加入であったことを認識していたものと考えられる。

さらに、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について、「先代の事業主は死亡しており、資料も無いため、不明。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から32年12月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には3年から5年勤務したので、1年ということはない。申立期間に勤務していたことを証明する写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務したときの写真を提出し、昭和32年12月25日まで、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人から提出された社員旅行の写真の従業員1名の資格喪失日が昭和28年4月1日であることが確認できることから、当該写真は同日以前に撮影したものと考えられる。また、申立人と2名で写っている同社の部長は既に死亡しているため、当該部長から、写真の撮影時期、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。さらに、同社の従業員は、「宴会の写真は、昭和27年秋に撮られたものである。」と供述していることから、これらの写真から申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間に当社に勤務していたかは確認できない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3名のうち、回答のあった2名は、申立人がいつまでA社に勤務していたかを記憶していないため、同僚から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、A社に申立期間に勤務していた複数の従業員（社

員旅行の写真に写っている者を含む。)に照会したが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

その上、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和28年9月1日で一致していることが確認できる上、上記被保険者名簿及び被保険者台帳において訂正等の社会保険事務所(当時)による不合理な処理はうかがわれぬ。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月14日から24年3月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和22年7月14日から同社C出張所で電気工事及びメンテナンスの仕事に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和22年9月1日であり、申立期間のうち同年7月14日から同年9月1日までは、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「当時の記録が現存していないことから、申立人の勤務状況、保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況、保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社において申立人と同日の昭和24年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚2名は、いずれも「A社では入社した後、見習期間があり、本採用になるまでは相当の期間があった。」と供述しているところ、入社から被保険者資格取得までの期間がそれぞれ1年6か月及び1年11か月であることが確認できることから、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和24年3月1日で一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。高等小学校を卒業と同時に、軍需工場であるA社に勤務したので、同社に入社したのは、昭和19年4月1日ではなく、18年4月1日であり、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等小学校を卒業し、昭和18年4月1日からA社に勤務したと主張しているが、申立期間当時の学校制度では、国民学校初等科6年と高等科2年の合計8年が義務教育であるため、申立人の場合、高等小学校を卒業するのは、19年3月であり、18年4月は修学年齢であることが確認できる。

また、申立人が卒業したとするB小学校の副校長は、「戦争により卒業台帳が焼失しているため、申立人が当校を卒業したかは不明だが、申立人の生年月日だと高等小学校を卒業するのは昭和19年3月である。」と供述している。

さらに、A社は、「人事記録、社会保険台帳、資格取得喪失届等、昭和18年から19年の現存する資料を探したが、申立人の記録が無い。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る勤務状況を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和19年4月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる115名のうち、生年月日が申立人の前後1か月の5名及び同学年の1名に、自身の高等小学校の卒業時期について照会したところ、回答のあった5名全員が「高等小学校の卒業時期は、19年3月であり、同社への入社と被保険者資格取得日は一致している。」と回

答しているため、申立人の同社への入社日は、同年4月1日であると推認できる。

その上、上記被保険者名簿により、昭和18年4月1日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できる5名の従業員のうち、新卒者とみられる4名の生年月日は、3年4月15日から4年2月28日までの間であり、全員が申立人より1学年上であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月1日から56年8月1日まで  
② 平成6年11月1日から10年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、同社を廃業しており、当時の給与に関する資料を保管しておらず、自身も、給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①及び②について、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間①の同社の被保険者は、申立人、取締役である申立人の妻及び従業員一人の3人であり、申立期間②の同社の被保険者は、申立人及び申立人の妻の二人であるが、申立人の妻は死亡していることから、当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①について、上記の従業員に照会したところ、経理や厚生年金保険等の手続は、社長夫婦が担当していたので、当時の厚生年金保険料の控除については分からないとしており、この者からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額についての供述を得ることができない。

さらに、申立人の標準報酬月額は、申立期間①については、昭和55年8月1日に、申立期間②については、平成6年11月1日にそれぞれ随時改定により処理されているが、遡って減額訂正するなどの不自然な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①

及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から37年7月31日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、B社は、昭和49年の会社火災により資料が焼失しているため、申立人の申立期間に係る雇用の有無については不明としているものの、申立期間は申立人が独立していた期間ではないかと思うとしている。

また、申立人は、申立期間の前にはダムの工事現場で重機のタイヤ修理などを行い、昭和35年11月頃、事業主の命令によりA社C工場の敷地内にタイヤ販売店を立ち上げ、責任者として一人で勤務し、その後の37年7月頃、同社同工場の倉庫管理として勤務したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を申立期間である35年11月1日に喪失し、37年7月31日に再取得している。

これらのことから、申立人の申立期間における業務内容が資格喪失日及び再取得日当時と異なる取扱いがされたことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶していた同僚二人に照会したところ、二人とも申立人の勤務期間は記憶に無く、社会保険の取扱いについても分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり、連絡先が判明した従業員6人に照会したところ、回答のあった4人のうち3人が申立人の勤務期間は記憶に無く、社会保険の取扱いについても分からないとして

おり、ほかの一人からは申立人の勤務実態に関する具体的な回答が得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年6月30日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、56万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年6月30日より後の同年7月6日付けで、遡って20万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成10年6月にA社は突然の廃業となり、厚生年金保険料及び健康保険料が滞ったとしており、取締役で申立人の妻も、保険料の未納があったとしている。

さらに、申立人は、「機械を売却し納付すると申し入れたが、社会保険庁（当時）の職員が来社し、いつになるか分からないとの理由で余儀なく金額を減額された。」としており、滞納保険料の納入方法についての社会保険事務所（当時）との話し合いは、「自分が一人で行った。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案14868（事案1345の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月26日から48年11月18日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、勤務をしていたことは認められるものの、保険料控除が確認できない等の理由により、記録を訂正できないとの通知を受けた。そのため、今回、新たに同僚の基礎年金番号及び年金記録問題における雇用保険加入記録の利用に関する新聞記事を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述からA社における勤務は確認できるが、同社は、昭和58年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の承継会社であるB社は、申立期間当時の資料を保管していないと回答していること、A社が加入していたC厚生年金基金では申立人の加入記録が見当たらないこと、及び申立人が記憶している同僚7名のうち1名については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらず、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと認められること等の理由から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該通知に納得できず、新たな資料として、同僚の基礎年金番号及び年金記録問題における雇用保険加入記録の利用に関する新聞記事を提出するので再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が提出した同僚の基礎年金番号は、既に前回当委員会の審議の際に、申立人がA社に勤務をしていた旨回答した同僚のものであり、再度照会したものの、当該同僚の回答からは、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除され

ていたことを裏付ける事情はうかがえない。

また、申立人は、年金記録問題における雇用保険加入記録の利用に関する新聞記事を提出しているが、同記事は、厚生年金保険の加入記録の持ち主を特定する方法として、雇用保険の加入記録を利用する可能性があるとする旨の内容のものであり、これをもって、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

さらに、申立人の希望により、再度B社に対し、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、同社は、「雇用保険に加入したとしても、本人の希望又は労働条件等により、厚生年金保険には加入しないこともあったと思われ、会社が本人から保険料を控除しているにもかかわらず、故意に厚生年金保険に加入させず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付しないということは考え難い。」旨回答している。

これらのことから、申立人から提出のあった新たな資料については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案14869（事案4673の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月7日から59年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、勤務の推認はできるが、同社の事務担当者が厚生年金保険に加入を希望しない者、また、請負制で勤務していた従業員は厚生年金保険には加入させておらず、保険料の控除もしていなかったと供述しているなどの理由で平成21年10月に記録の訂正はできないと回答があった。

しかし、当該通知に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、今回の申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社の事務担当者は、「厚生年金保険に加入を希望しない者、請負制で勤務していた従業員については健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述していること、また、同社において請負制で勤務していた従業員は厚生年金保険に加入していない上、当該従業員は、「厚生年金保険の未加入期間においては、保険料控除はされていなかった。」と供述していることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できずとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。同社に事務員として勤務していたので、申立期間を労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の「資格取得日」欄に「18.3.11」の記載があること、及び複数の同僚は、「申立人が申立期間にA社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間は昭和17年1月1日に施行された労働者年金保険法が適用される期間であるが、同法は常時10人以上の従業員を雇用する工場や炭鉱で働く男子工員の非事務系の労働者を対象として被保険者としているところ、申立人はA社において事務員として勤務していた旨供述していることから、適用対象外であったと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、被保険者資格取得日は昭和19年6月1日と記録され、記号番号欄右上に『改』のゴム印が押印されていることが確認できる。この『改』表示は、労働者年金保険法が厚生年金保険法として新たに同年6月1日に施行（同年10月1日より適用開始）され、被保険者の適用範囲が拡大されたことより、同日から新たに厚生年金保険の被保険者となったことを表すものであることから、申立人が労働者年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法の適用準備期間であり、同年10月1日からその保険料の徴収が開始されていることから、当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除は考え難い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年12月1日まで  
A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA法人から提出のあった源泉徴収簿索引より、申立期間のうち、平成11年12月10日から13年12月1日までの期間について申立人が同法人に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、給与支給明細書及びA法人から提出のあった源泉徴収簿により、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同法人は、当時の厚生年金保険の加入要件は不明である旨回答している。

また、申立人の厚生年金基金の加入記録及び健康保険組合の加入記録は、オンライン記録の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年頃の 1 年間

A社B工場（現在は、C社）に期間従業員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった従業員名簿によると、申立人は昭和 58 年 11 月 8 日から 59 年 11 月 20 日まで同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人が申立期間に臨時員として同社に入社したことは確認できるものの、当時の厚生年金保険の届出に係る資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。また、雇用契約内容により、厚生年金保険に加入させる場合とそうでない場合とがあったと思われる。」旨回答している。

また、C社は、申立期間当時の人事記録は保管されておらず、申立人の厚生年金保険の手続については不明と回答している。

さらに、申立人は同僚を記憶していないことから、A社B工場における申立人と同様の雇用契約の従業員の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立期間当時のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票に記載のある複数の従業員に照会したところ、期間従業員の厚生年金保険の加入状況等について知る者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月から同年9月1日まで  
② 昭和21年10月17日から23年2月まで  
③ 昭和23年3月から同年12月まで  
④ 昭和24年6月16日から26年4月まで  
⑤ 昭和26年5月から28年12月まで

A組合B事業所（以下「B事業所」という。）に開設から閉所まで3年間勤務した期間のうちの申立期間①及び②、C組合（現在は、D組合）に勤務した申立期間③、E社（現在は、F社）に勤務した期間のうちの申立期間④並びにG局（現在は、H社）に勤務した申立期間⑤に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和21年9月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B事業所は、上記被保険者名簿によると昭和23年11月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が保存されておらず、当時の事業主の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、申立人が近所に住んでいたことから、申立人がB事業所に勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿により、B事業所が適用事業所になった昭和21年9月

1日に資格を取得している複数の従業員に照会したところ、回答があった3名のうち、申立期間①に勤務したと記憶する1名及び申立期間②に勤務したと記憶する2名は、申立人の名前を覚えていない旨回答しており、申立人の申立期間①及び②における当該事業所での勤務が確認できない。

2 申立期間③について、申立人が当該期間に勤務していたとする、C組合はオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が記憶している理事長は、C組合に係る登記簿謄本において理事であったことが確認できるが、連絡先が不明のため供述が得られず、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認ができない。

さらに、D組合は、当時の関連資料は保存されていないため、C組合における申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて不明と回答している。

3 申立期間④について、F社は、当該期間当時の関連資料は保存されていないため、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況等について不明と回答している。

また、申立人が記憶している2名の同僚は、既に死亡し、申立人の当該期間の勤務や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった2名のうち1名は、自身は荷役業務担当であったが、申立人は覚えていない旨供述しており、別の1名の従業員は申立人を記憶していないが、当時、港に積み出し用のクレーンが設置されたため、会社の人員整理があり自分も同時期に解雇された旨供述しているところ、上記被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和24年6月16日に30名が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

4 申立期間⑤について、申立人が記憶している同僚の回答から、期間までは特定できないが、申立人がG局に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、G局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年4月1日と記録され、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、H社は、当時の資料が保存されていないため、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入状況は不明と回答している。

5 このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から同年 12 月 26 日まで  
② 昭和 33 年 1 月 10 日から 34 年 2 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当時は定時高校生で、昼間に臨時職員として勤務していた。当時の「勤務記録カード」で勤務状況が確認できるので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及びB社から提出された「勤務記録カード」によると、申立人は、昭和 32 年 7 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、A社C局D課に臨時職員として継続的に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、人事記録を除き、申立期間①当時の関係書類が保存期間の経過に伴い廃棄処分となっているため、申立人に係る厚生年金保険の届出の有無、給与からの厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している。

また、申立人は、臨時職員として勤務していた同僚を記憶していないため、申立期間①におけるA社C局D課に係る臨時職員の厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人及びB社から提出された「勤務記録カード」によると、申立人は、昭和 33 年 1 月 10 日から、A社C局D課に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、人事記録を除き、申立期間②当時の関係書類が保存期間の経過

に伴い廃棄処分となっているため、申立人の厚生年金保険の届出の有無、給与からの厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している。

また、A社C局に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和34年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その際に新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されている。また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、当該記号番号は、同年5月16日以降に払い出されたことが確認でき、上記払出簿に記載された資格取得日は、上記被保険者名簿の記録と一致しており、当該被保険者名簿に不自然な記録訂正の形跡等は見当たらない。

さらに、A社C局に係る事業所別被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、回答のあった二人は、いずれも同社C局D課に勤務していたが、一人は厚生年金保険の加入についての記憶が無く、もう一人は事務官としての採用の予定が常任的臨時職員に変更となったため、通常の臨時職員とは異なる取扱いであった旨の供述があり、申立期間②について、同社C局D課に係る臨時職員の厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 8 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 36 年 10 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「申立人は、申立期間において、私の直属の部下として勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社が厚生年金保険の適用事業所になる前には厚生年金保険料が給与から控除されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 7 日から 60 年 2 月 18 日まで  
② 平成 7 年 1 月から 13 年 10 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員による「申立人を記憶していない。」旨の供述及び同社の人事担当者による「当時の人事記録は廃棄しており、申立人の在籍は確認できなかった。」旨の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社の厚生年金保険の被保険者名簿において申立人の氏名を確認できない上、申立人は「会社から健康保険証を受領していない。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間②については、申立人が記憶するB社の元同僚による「当時、私は、申立人と同じ部署で夜間に勤務していた。」旨の供述及び同社から申立人を經由して提出のあった平成 10 年分から 13 年分までの給与所得の源泉徴収票及び 13 年分の当該源泉徴収票に記載されている退職年月日から判断すると、申立人は、少なくとも 13 年 8 月 15 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「平成 10 年分から 13 年分までの源泉徴収票では社会保険料は控除されておらず、また、申立期間②を通じて賃金台帳等が保存されて

いない。」旨供述していることから、当該期間の一部期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、B社の複数の元従業員に照会したが、「当時、当社には申立人のようなパート的な雇用形態の従業員が多数勤務しており、そのような雇用形態の従業員は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月頃から35年8月31日まで  
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。  
しかし、事業所名の記憶は定かではないものの、プレス工として働いたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、複数の従業員の供述からA社では約30人が雇用されていたことが推認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数は15名であることが確認でき、同僚の1人は、「事業主は全員を厚生年金保険に加入させてはいなかった。」と供述しているほか、申立人が記憶している申立人と同様に住み込みで勤務していた同僚の1人も厚生年金保険に未加入であることなどから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった様子がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から11年4月15日まで

A社の代表取締役として勤務していた平成11年頃、厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所(当時)の指示により、9年10月及び10年10月の算定を取り消して被保険者資格を9年9月30日に遡って資格喪失し、既に納付していた保険料を他の従業員の厚生年金保険料に充当した。事業主に責任があるとは言え、納付済保険料を他の従業員に充当させる社会保険事務所の対応に納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年4月1日)の後の平成11年4月16日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日が9年9月30日と処理された記録が確認でき、申立人から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、資格喪失日が同年9月30日と記載されており、11年4月15日にB社会保険事務所(当時)で受理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は申立期間及び上記処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成11年頃会社が業績不振に陥り、厚生年金保険料の滞納があったことを認めた上、申立人の9年分及び10年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を取り消す旨の説明を社会保険事務所から受け、申立人の資格喪失日を9年9月30日に遡って取消処理することに同意している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの被保険者資格喪失日に係る訂正処理に同意しながら、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月5日から同年7月1日まで  
② 昭和34年8月3日から35年8月1日まで  
③ 昭和36年8月1日から37年2月1日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間におけるA社（現在は、B社）の厚生年金保険の標準報酬月額が、昇格しているときに下がっていることが分かったが、おかしいので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が、異動や昇格の時期に合わせるように下がっているのはおかしいとして申し立てしているところ、A社から提出された人事台帳に記載されている本俸と手当を加算した額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか下回っていることが確認できる。

また、B社人事室の担当者は、異動の際の標準報酬月額の低下について、「通勤手当又は時間外手当の増減に関係があるかもしれないが、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と供述している。

さらに、申立人と同様に申立期間当時に標準報酬月額が低下している記録がある者のうち7人に当該期間の給与明細書の有無について照会したが、所持している者はおらず、低下している理由についての供述も得られなかった。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額に係る記録訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで  
申立期間はA県B区C町のD社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間は勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA県B区のD社は、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、D社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、D社に勤務していた当時の4人の同僚の氏名を記憶しているが、そのうちの一人は死亡しており、残りの3人については連絡先が不明であり、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。